

## 第2節

## 日本と国際社会の繁栄に向けた取組

## 【総論】

現在、世界は、貧困や飢餓、感染症、環境・気候変動問題、世界経済・金融危機など、複雑かつ多様な課題に直面し、多くの人々が生命の危機や厳しい生活状況にさらされている。こうした中、誰もが人間らしく生きられる平和で豊かな社会の実現に向け、国際社会全体が協力する必要性が増大している。したがって、これらの課題への対応において、日本が自らの経験と構想力に基づいてリーダーシップを発揮し、問題の解決に貢献していくことは極めて重要となっている。

9月、鳩山総理大臣は、第64回国連総会一般討論演説において、開発・貧困の問題についても、日本が先進国と開発途上国の間の「架け橋」となるべく全力を尽くすとし、「国際機関やNGOとも連携し、途上国支援を質と量の双方で強化していきます。TICADのプロセスを継続・強化するとともに、MDGs<sup>(注1)</sup>の達成と人間の安全保障の推進に向け、努力を倍加したい」と表明した。

日本は、2009年も引き続き人間の安全保障の推進に積極的に取り組むとともに、MDGs達成に向けて、保健や教育等の各分野における支援策の着実な実施等を通じて国際社会に貢献してきた。また、国際社会にとっての最重要課題の一つであるアフガニスタン及びパキスタン支援については、11月、両国の安定に向けた取組を支援するための新戦略を発表した。アフリカ支援については、TICAD IVで表明したアフリカ向けODA倍増等の公約の着実な実施を通じて、アフリカの開発と成

長、平和と安定への支援を実施している。さらに、世界経済・金融危機への対応として、アジア及び世界経済の回復と持続的な成長に向けて、同危機の影響を受けた開発途上国への支援を行っている。

日本は、国際機関やNGO、企業とも連携しつつ、開発途上国の開発及び地球規模の課題への取組に積極的な役割を果たすことを通じて、世界の平和と繁栄に貢献し、特にMDGs達成・人間の安全保障の推進に向けた取組、アフリカ開発のための支援、アフガニスタン・パキスタン支援等を強化していく。また、貧困等により深刻な状況に置かれている開発途上国の人々への共感を大切にし、国民に理解・支持されるような国際協力の推進に一層努めていく。

また、気候変動や生物多様性の損失を含む地球環境問題は、地球上の生命を脅かし、人類の生存に対する深刻な脅威である。日本はこの脅威に立ち向かうため、地球環境問題への取組を外交上の重要課題として位置付け、グローバルな議論を主導している。

気候変動問題については、9月の国連気候変動首脳会合において、鳩山総理大臣は、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、温室効果ガスの排出を2020年までに1990年比で言えば25%削減するとの目標を発表するとともに、「鳩山イニシアティブ」として開発途上国に対する支援策を発表し、気候変動をめぐる国際交渉の進展に弾みをつけた。

(注1) 2000年の「国連ミレニアム宣言」を受け、極度の貧困・飢餓の撲滅、初等教育の完全普及の達成、乳幼児死亡率削減等、2015年までに国際社会が達成すべき8つの目標を具体的数値とともに掲げている。



気候変動枠組条約第15回締約国会議首脳級会合でスピーチを行う鳩山総理大臣(12月18日、デンマーク・コペンハーゲン  
写真提供:内閣広報室)

また、日本は、12月に行われたCOP15において、議長国デンマーク政府との連携、米国等ほかの先進国との協調、中国を始めとする開発途上国への働きかけなどを進めながら、交渉に参画し、すべての主要国による公平かつ実効性のある枠組みの構築に向け積極的な主張を行った。さらに、鳩山総理大臣は首脳会合に出席し、コペンハーゲン合意の作成交渉に直接参加し、その策定に貢献した。

前述に加え、生物多様性の保全も地球人類にとって早急に達成すべき課題である。2010年の愛知県名古屋市における生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開催に向け、日本も議長国としての責任を果たしつつ、主体的な貢献を進めている。

世界経済に関する2009年の最大の課題は、2008年9月のいわゆる「リーマン・ショック」によって決定的となった世界経済・金融危機の克服であった。その対処にあたっては、世界経済において重要性を増しつつあった新興経済国の関与の必要性が認識され、先進国と新興経済国の経済政策調整の場として、G20サミットが大きな役割を果たした。日本は、G20に加え、世界規模の課題に関する問題意識を共有する先進国の集まりであるG8を通じて、気候変動、開発、食料安全保障、エネルギー安全保障等の国際社会が迅速に解決することが求められている諸問題に対し、指導

力を発揮した。

貿易・投資の自由化の推進は、日本の経済的繁栄のために不可欠であり、対外経済政策の重要な柱である。貿易分野では、保護主義を抑止するとともに、世界経済を持続可能な回復に導くため、国際貿易に法的安定性と予測可能性をもたらすWTO体制の整備・強化が引き続き重要な課題である。保護主義の抑止については、G20ロンドン・サミット、G8ラクイラ・サミット、G20ピッツバーグ・サミットを始めとする首脳会合において、保護主義的な動きをけん制する強いメッセージが発出された。また、WTOドーハ・ラウンド交渉については、ラクイラでのG8と新興国との首脳会合や、ピッツバーグでのG20首脳会合で、「2010年の交渉妥結の追求」という政治的メッセージが出されたが、新興国の利益と負担をめぐって、より一層の自由化を求める米国と開発途上国としての利益を強調する中国、ブラジル、インド等との間で対立が続いており、交渉はこう着状態にある。

WTOを中心とする多角的自由貿易体制を補完する取組として、日本は、EPA<sup>(注2)</sup>及びFTA<sup>(注3)</sup>交渉を積極的に推進している。EPAにおいては、貿易の自由化にとどまらず、人の移動や投資の自由化など、様々な分野でのルールづくりを行っている。2009年にはベトナム及びスイスとのEPAが発効した。

(注2) 経済連携協定(Economic Partnership Agreement)とは、特定の国・地域の間で、関税などを撤廃し、モノやサービスの貿易自由化を基礎としながら、投資、人の移動、政府調達、競争政策、知的財産などの分野におけるルールづくりや、様々な分野での協力を通じて各種経済制度の調和を図ること等を目的とした協定である。

(注3) 特定の国・地域の間で、関税などを撤廃し、モノやサービスの貿易自由化を図ることを目的とした協定を自由貿易協定(FTA:Free Trade Agreement)と呼ぶ。FTAを基礎としながら、投資、人の移動、政府調達、競争政策、知的財産などの分野におけるルールづくりや、様々な分野での協力を通じて各種経済制度の調和を図ること等を目的とした協定をEPAと呼ぶこととしている。

また、GCC・インド・オーストラリアとの交渉の現状を点検の上、積極的に進めており、5月にはペルーとの交渉を開始した。交渉が中断している韓国とも、交渉再開に向けた環境醸成のため、実務協議を行っている。さらに日本は、東アジア及びアジア太平洋地域における様々な経済連携の枠組みに関する研究や検討に積極的に参加・貢献している。2010年に日本がAPECの議長を務めることを踏まえ、12月に開催された日本APECシンポジウムにおいては、岡田外務大臣から日本・APECのテーマ「チェンジ・アンド・アクション」についての説明を含めた講演が行われるとともに、ポゴール目標とAPECの将来、FTAAP構想を含む地域経済統合及びアジア太平洋の繁栄に向けた戦略について、産官学の有識者により議論が行われた。

このほか、日本は、模倣品・海賊版が世界中に拡散し、世界経済の持続可能な成長に対する脅威となっていることを踏まえ、二国間、多国間で知的財産権保護の強化のための様々な取組を行っている。このような知的財産権の保護強化を始め、租税条約・投資協定・社会保障協定を通じた法的・制度的基盤の整備は、海外に進出する日本企業の活動を支援し、日本経済の活性化に資するという意義をも有するという点で重要である（詳細は第4章第

2節2「海外における日本企業への支援」を参照）。

また、日本は、国民生活の基盤となるエネルギー、鉱物、食料等の資源の多くを輸入に頼っており、経済安全保障の強化は基本的な外交目標のひとつである。新興国の成長や気候変動等により、資源をめぐるパラダイムが移行期にある中、日本への資源供給の長期的な安定のためには、官民一体となつての資源確保への取組に加え、世界全体の責任ある資源開発・利用に向けた国際連携を促進していくことが必要である。こうした観点から、日本は、国際エネルギー機関（IEA）や近く正式発足が見込まれる国際再生可能エネルギー機関（IRENA）等の取組に積極的に参加しているほか、「責任ある国際農業投資の促進に関する高級実務者会合」を主催するなど、この分野で主導力を発揮している。

前述のような環境・気候変動、世界経済・金融危機、エネルギー問題等に対応する上でも、日本の科学技術に対する国際社会の関心と期待は高い。2009年も科学技術や宇宙を国際協力のフロンティア・ツールの一つとして位置付け、外交政策との相乗効果を図る「科学技術外交」・「宇宙外交」を引き続き推進した。

## 【各 論】

### 1. 国際協力の推進

#### (1) 日本の政府開発援助（ODA）の実績と主な地域への取組

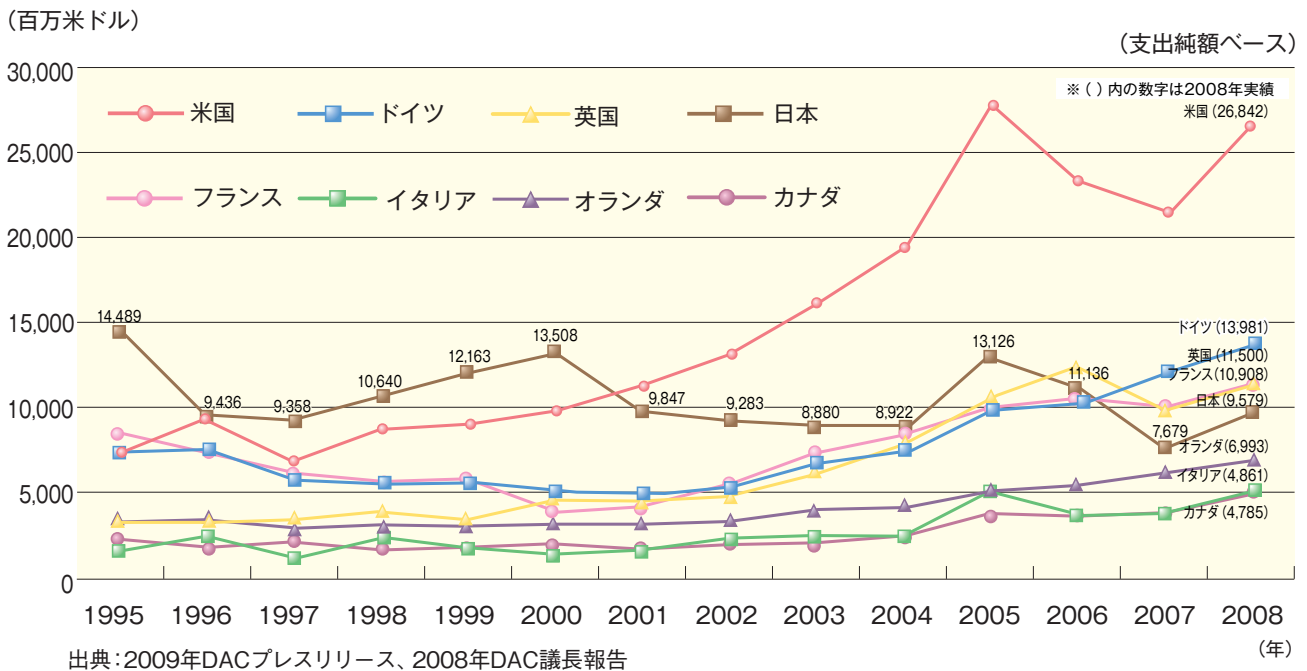
##### イ 日本のODA実績

2008年の日本のODA<sup>(注1)</sup>の実績は、国際機関向け出資・拠出等の支出実績の増加や円高の影響等を受け、支出純額ベースでは、対前年比24.7%増の約95.8億米ドルとなり、OECD/DAC加盟国中、米国、ドイツ、英国、

フランスに続く第5位の援助国となっている。また、支出総額ベースでは、対前年比28.6%増の約174.5億米ドルとなり、米国に次いで第2位である。なお、対GNI比は0.19%となり、対前年比で増加したものの、DAC加盟国中、米国と並ぶ第21位となった。

(注1) ODAについては、外務省が別途発刊する「政府開発援助（ODA）白書 日本の国際協力」（外務省ホームページ<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html>）を参照。

日本のODA実績



□ 主な地域への取組

① アジア・大洋州

アジア地域は、政治・経済・文化等様々な面で日本と密接な関係にあり、日本の安全と繁栄に重要な意義を有することから、日本のODAの実施における重点地域である。

日本は、ASEAN諸国に対して、ODAによる経済・社会インフラ基盤整備等の支援とともに、民間投資や貿易の活性化など、公的資金と民間の活動を有機的に連携させた経済協力を進め、同地域の発展に貢献してきた。また、気候変動対策、感染症、防災等の地球規模・地域全体の課題に対するASEAN諸国の取組に対しても支援を行っている。

2008年からの世界経済・金融危機に対しては、日本は、アジアが「開かれた成長センター」として世界経済に貢献することが重要であるとともに、アジアの内需拡大は日本の成長にもつながるとの考えの下、アジアの成長力の強化と内需拡大のためのODA支援を着実に実施してきている。

また、日本は、ASEAN域内の格差是正や一体性の強化の観点から、ASEAN後発加盟国を中心とするメコン地域への協力を重視している。11月に東京で開催した初の日本・メコン地域諸国首脳会議において、日本は、域内格差是正の観点からメコン地域をODAの

重点地域とし、メコン地域全体及びCLVの各国に対するODAを拡充し、また、同地域全体で今後3年間で合計5,000億円以上のODA支援を実施することを打ち出した。

さらに、防災分野における日本の知見と経験を活用しつつ、インドネシアの地震被害やフィリピンの台風被害への支援など、自然災害を受けた諸国への支援も実施している。



青年海外協力隊の活動を視察する西村外務大臣政務官(右)(10月15日、スリランカ・コロンボ)

インドは、2008年度まで6年連続でODAの最大受取国となっており、日本は、インドの経済成長、貧困削減や社会セクター開発、環境・気候変動・エネルギー問題に対する取組を支援するために、運輸・インフラ整備、

電力、上下水道、植林を始めとする様々な分野において円借款を中心とした支援を実施している。

中国への援助については、円借款の新規供与は2007年度分を最後に終了したものの、環境問題や感染症など、日中両国が共通して直面している課題に協力して取り組んでいくことが首脳間で確認されており、また、相互理解・人的交流の増進のための協力等も実施している。

また、日本は、歴史的につながりの深い大洋州の諸国・地域への支援にも積極的に取り組んでいる。5月に北海道で開催した第5回PIF首脳会議(太平洋・島サミット)において、「環境・気候変動問題」、「人間の安全保障の視点を踏まえた脆弱性の克服」、「人的交流の強化」の3つの分野を中心として、今後3年間で500億円程度の支援を実施していくことを表明した。

## ②アフリカ

アフリカは、依然として深刻な貧困問題に直面している一方、豊富な天然資源や野生動植物等の自然に恵まれており、貿易・投資や観光の促進を通じた経済成長の大きな可能性を有している。日本は、アフリカが持続的な経済成長及び貧困削減等を実現するため、国際社会の責任ある一員として、積極的に貢献していく。

日本は、アフリカの自助努力(オーナーシップ)と国際社会による協力(パートナーシップ)を基本原則とするTICADの開催を通



日本の理数科教育強化計画プロジェクトによる支援を通じてウガンダの子供たち(写真提供:JICA)

じて、アフリカ自身による開発課題への取組に積極的に協力してきている。2008年5月には、横浜にてTICAD IVを開催した。日本は、TICAD IVにおいて、2012年までのアフリカ向けODAの倍増、アフリカ向け民間投資の倍増支援等を表明した。

3月には、ボツワナにおいてTICAD IVの支援策の履行状況を確認する閣僚級会合が開催され、日本は、世界経済・金融危機の中、TICAD IVの約束を着実に実行して、アフリカ諸国をより一層支援することを強調した。また、この危機の最も深刻な影響を受けるのは社会的弱者であるとの認識に立ち、約3億米ドルの食料・人道支援及び世界エイズ・結核・マラリア対策基金(GFATM)への約2億米ドルの拠出を行う旨を表明した。日本の2008年のアフリカ向けODA総額実績は、約17.5億米ドルに達している(注2)。

## ③アフガニスタン・パキスタン

アフガニスタンの平和と安定は、国際社会全体の平和と安全にかかわる重要な課題である。これまで日本は、アフガニスタンを「テロの温床」にしないとの決意の下、2009年末までに約18億米ドルの支援を実施してきた。11月のカルザイ大統領再選後、日本は「テロの脅威に対処するための新戦略」を発表し、アフガニスタンに対して早急に必要とされる約800億円の支援を行うとともに、これまでに約束した総額約20億米ドル程度の支援に替え、今後のアフガニスタンの情勢に応じて、2009年から概ね5年間で、最大約50億米ドル程度までの規模の支援を決定した。特に、アフガニスタン自身の治安能力向上に向けた警察支援等を継続するほか、元兵士を社会へ再統合させるための職業訓練及び雇用機会創出のための支援や、アフガニスタンの持続的・自立的発展のための基礎生活分野等への支援を柱として実施していく。

国際社会のテロ撲滅のための取組において重要な役割を担うパキスタンの安定は、周辺地域ひいては国際社会の平和と安定にとって極めて重要である。そのため、テロ対策や経済改革といった諸課題に直面しているパキスタンを、国際社会が一致して後押ししていく

(注2) アフリカについては、第2章第7節「サブサハラ・アフリカ」を参照。

ことが重要との認識の下、4月に東京でパキスタン・フレンズ閣僚会合及び支援国会合が開催された。パキスタンは現在、テロ対策や経済改革に真摯に取り組んでおり、引き続きテロと対峙するためには、テロ対策の取組を支える強固な経済基盤を構築するための国内経済改革が重要である。日本は前述の「新戦略」に基づき、支援国会合で表明した最大10億米ドルの支援を迅速に実施していく。

### ④中東（アフガニスタンを除く）

国際社会全体の平和と繁栄に直結する中東地域の平和と安定の確保のために、日本は、国際社会の一員としての責務と日本のエネルギー安全保障の両方の観点から積極的に取り組んでいる。

イラク復興支援に関しては、日本は2003年に当面の支援として表明した無償資金協力15億米ドルを上回る約17億米ドルを供与済みである。現在は、中長期的な支援として表明し

た最大35億米ドルの円借款に重点を移しており、現在まで計12案件、約24.3億米ドルの供与を決定した。これらと並行して技術協力も継続しており、2003年以降、日本及び第三国での研修に3千人以上のイラク人研修員を受け入れている。

日本は中東和平についても積極的に取り組んできており、1993年から、2009年末までに総額10億米ドル以上の対パレスチナ支援を実施してきた。3月にシャルム・エル・シェイク（エジプト）で開催されたガザ復興のためのパレスチナ経済支援に関する国際会議において、将来のパレスチナ国家建設のため、当面2億米ドルの支援を表明した。特に、パレスチナ国家を支える制度づくり、人づくり及び自立的経済建設を支援する方針であり、ジェリコ（ヨルダン川西岸地区）に農産業団地を建設して物流拠点を整備する計画に積極的に取り組んでいる。

## (2) 地球規模課題

近年、テロ、貧困、感染症、環境破壊など、国際社会が協調して対処すべき地球規模課題が外交全般における主要課題となっている。これらの脅威に対処するに当たり、日本は、一人一人の人間に着目し、その豊かな可能性の実現を目指す人間の安全保障の理念を推進している。人間の安全保障は、保護と能力強化のアプローチや、保健、水・衛生、教育、ジェンダーといった開発分野間の相乗効果を図る分野横断的なアプローチ、開発途上国から援助国、国際機関、民間財団、企業、学界に至るまで幅広い関係者の力を結集する全員参加型のアプローチを重視する考え方である。これまで日本は、二国間・多国間の会議での議論等を通じ、人間の安全保障の理念の国際的な普及に努め、また、日本が国連に設置した人間の安全保障基金や、二国間協力の枠組みである草の根・人間の安全保障無償資金協力等を通じ、世界各地で人間の安全保障を実現するための活動を支援してきた。さらに近年は、二国間協力と国際機関を通じた協

力を適切に組み合わせることで、より効果的な継ぎ目のない支援を実施している。

こうした取組の結果、人間の安全保障に関する国連事務総長報告<sup>(注3)</sup>が作成されることになったほか、人間の安全保障基金に、タイ及びスロベニアが拠出するなど、この理念は着実に浸透しつつある。



クレヘンビュール・赤十字国際委員会 (ICRC) 事務総局長による御法川外務大臣政務官(左)への表敬(2月4日、東京)

(注3) 人間の安全保障に関する初の事務総長報告は、2010年春に発表される予定。

### イ MDGs達成に向けた取組

MDGsは、国際社会の努力にもかかわらず、特に妊産婦の健康の改善を含む保健分野及びサブサハラ・アフリカで進展が遅れている。加えて、深刻な世界経済・金融危機の影響で、これまで改善が見られた分野にも悪影響が及んでいることが指摘されている。このような中、鳩山総理大臣は、MDGsの達成に向け努力を倍加したい旨を表明している。目標達成期限まであと5年に迫る中、日本は、MDGs達成に向け今後一層貢献していく。

2009年には、世界経済・金融危機がMDGs達成に及ぼす悪影響が懸念される中、7月の第35回G8ラクイラ・サミット（於：イタリア）や9月のG20ピッツバーグ・サミット（於：米国）等の主要国会合においてMDGs達成への決意が改めて確認された。日本は、6月の「世界金融・経済危機と開発への影響に関する国連ハイレベル会合」等の主要な国際会議の場において、深刻な危機の下であってもMDGs達成に向けた歩みを後退させないことが重要であると訴え、これまでに打ち出してきた様々な支援策の実施を着実に進めている。

貧困問題については、2008年の食料価格高騰及びその後の世界経済・金融危機の影響により、世界の栄養不足人口は更に増加し、2009年末までに10億2,000万人に達するとの見通しもある<sup>(注4)</sup>。日本は、貧困削減の手段として農業分野における協力を重視するとともに、地球規模の問題としての食料問題に積極的に取り組んでいる。G8ラクイラ・サミットの食料安全保障に関する拡大会合では、日本は2010年から2012年の3年間にインフラを含む農業関連分野において、少なくとも30億米ドルの支援を行う用意があることを表明した。

教育分野においては、MDGs及び万人のための教育（EFA：Education for All）の達成のために、質・量両面における基礎教育の充実、基礎教育を超えた多様な教育段階の支援強化、教育とほかの分野との連携等を重視し、引き続き様々な支援を行っている。具体的には、ファスト・トラック・イニシアティブ（FTI）

関連基金に継続拠出したほか、2008年に表明したアフリカを中心とする支援策<sup>(注5)</sup>を始め、各種の二国間支援を着実に実施している。

保健分野においては、世界で年間約500万人が三大感染症（HIV/エイズ、結核、マラリア）で命を落とし、920万人の5歳未満児及び50万人以上の妊産婦が死亡しているが、その多くは予防可能な原因による。特に妊産婦と新生児の死亡率削減が遅れており、医療従事者の人材育成、産科救急施設の整備等を含めた開発途上国の保健システムの強化が不可欠と考えられている。日本は、2005年に発表した「『保健と開発』に関するイニシアティブ」の下、感染症対策、母子保健といったMDGsの課題に加え、保健システムの強化を含めた包括的取組を推進している。また、保健分野ではNGOの取組も重要であり、官民の対話を重視している。

環境分野における水・衛生問題に関しては、日本の経験、知見や技術を生かし、ソフト・ハード両面での包括的な支援を実施している。3月には第5回世界水フォーラム・閣僚級国際会議（於：イスタンブール（トルコ））が開催され、皇太子殿下の御臨席を得たほか、日本政府側からは森総理特使（元総理大臣）、金子恭之国土交通副大臣を始めとする約70名が参加し、首脳会合等の各種の会合において日本の実績と立場を示した。

### ロ 新型インフルエンザに関する国際協力

4月下旬に北米大陸で発生した豚由来のA



世界保健機関（WHO）を通じた支援によるモンゴルでの新型インフルエンザワクチン接種の様子（写真提供：WHO）

(注4) 国連食糧農業機関（FAO）「The State of Food Insecurity in the World 2009」（2009）。

(注5) TICAD IV前に行われた政策演説において、2008年からの5年間で、①アフリカにおいて約1,000校（約5,500教室）の学校建設、②全世界で約30万人（うちアフリカで10万人）の理数科教員の能力向上、③アフリカ1万校の学校運営改善に取り組むことを表明。

(H1N1)型の新型インフルエンザは急速に世界中に感染が拡大し、WHOは6月11日、パンデミック警戒レベル「フェーズ6」(世界的大流行)を宣言した。2005年以来、日本や国際社会は、強毒性のA(H5N1)型鳥インフルエンザに由来する新型インフルエンザ対策を進めてきており、今回の新型インフルエンザへの対応にもその経験がいかされた。日本は9月、国連及びWHOの要請を受け、開発途上国におけるワクチン接種のため、WHOを通じた約11億円の緊急無償資金協力を表明したほか、10月のASEAN関連首脳会議に出席した鳩山総理大臣は、東アジア地域における新型インフルエンザ対策への協力強化を表明した。

### 八 緊急・人道支援

日本は、JDRの派遣、緊急援助物資の供与、緊急無償資金協力等を通じ、災害発生時から早期復興にかけて継ぎ目のない支援を実施している。例えば、9月のフィリピンにおける台風災害時には、毛布・浄水器等の緊急援助物資を供与したほか、WFPを通じた緊急無

償(食糧)支援等を行った。また、2010年1月のハイチにおける地震災害の際には、国際緊急援助隊の派遣、緊急援助物資の供与を行うとともに、緊急無償資金協力を実施した。さらに、防災分野に関しても、日本は防災大国としての知見と経験をいかし、国連諸機関・WBとの緊密な協力を行うとともに、日中韓防災担当閣僚級会合の開催や、ASEAN等の枠組みにおける情報共有など、アジア地域における連携を促進している。



インドネシアにおいて活動する国際緊急援助隊(JDR)・救助チーム(写真提供:JICA)

## 2. 環境・気候変動

### (1) 気候変動問題

気候変動問題は、先進国、開発途上国を問わず、国境を越えて人間の安全保障を脅かす急を要する課題であり、国際社会による一致団結した取組の強化が急務となっている。2007年11月の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書統合報告書は、各国が現在の政策を継続する場合、世界の温室効果ガス排出量は今後20~30年の間増加し続け、21世紀末には20世紀に観測されたものより大規模な温暖化がもたらされると予測しており、この問題の深刻さと速やかな対応の必要性を指摘している。

2007年12月にバリ(インドネシア)で開催された気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)において、気候変動枠組条約の下に次期枠組みについて議論する新たな作業部会が設置され、2009年12月のデンマークにお

けるCOP15において、次期枠組みにつき合意を得ることとされた。これを受けて2009年は、12月のCOP15に向けて、気候変動交渉が様々な場において集中的に行われた。

2009年6月には、麻生総理大臣が、温室効果ガスの排出削減に関する中期目標について、2005年比で15%削減との目標を発表した。

7月に開催されたG8ラクイラ・サミット(於:イタリア)においては、2008年7月の北海道洞爺湖サミットにおいて合意された、世界全体の温室効果ガス排出量を2050年までに少なくとも50%削減するとの目標が再確認されるとともに、この一部として、先進国全体として、2050年までに80%又はそれ以上削減するとの目標が支持された。また、主要新興経済国は、特定の年までに、対策を採らないシナリオと比較して、世界全体として大幅に



排出量を削減するため、数量化可能な行動を採る必要があることで一致した。

G8サミットとともに開催された主要経済国フォーラム（MEF）首脳会合（於：イタリア）においては、G8各国に、ブラジル、中国、インド、メキシコ、南アフリカ共和国などの新興国が加わり、議論がなされた。同首脳会合においては、適応、緩和、測定・報告・検証（MRV）及び技術につき活発な議論が行われた。また、産業化以前の水準と比較した、世界全体の平均気温の上昇が摂氏2度を超えないようにすべきとの科学的見解が共有された。

鳩山総理大臣は、9月22日にニューヨークで開催された国連気候変動首脳会合に出席しスピーチを行った。このスピーチの中で、鳩山総理大臣は、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、日本は、2020年までに1990年比で25%の排出削減を目指すとの目標を表明した。また、同スピーチの中で気候変動問題における開発途上国支援の必要性を指摘し「鳩山イニシアティブ」を表明した。

12月7日から19日まで、コペンハーゲン（デンマーク）においてCOP15が開催された。COP15には、気候変動に関する国際社会の高い問題意識を背景に、鳩山総理大臣を含め110か国以上の首脳が参加し、2013年以降の次期枠組み構築に向けた大枠を定める政治合意を得ることを目指して、連日厳しい交渉が行われた。

交渉の過程では、激しい対立の中でしばしば議論が中断したが、会期終盤に行われた30近くの国・機関の首脳レベルの協議・交渉の結果、今後の法的枠組み構築の基盤となる「コペンハーゲン合意」が作成された。鳩山総理大臣は、10数時間もの間、自ら交渉に参加し、「コペンハーゲン合意」の作成に貢献した。

「コペンハーゲン合意」は、COP全体会合において後発開発途上国（LDC）や島嶼国を含む多くの国の賛同を得たものの、全会一致には至らず、最終的には同合意に留意するとの決定が採択された。参加国間で立場に大きな相違がある中、COP15において「コペ

ンハーゲン合意」がまとめられたことは重要な成果であるとともに、同合意には先進国及び開発途上国の削減目標・行動の提出や、その実施の透明性を図っていくこと等が明記されており、内容面でも今後の交渉に向けて意義あるものである。

また、COP15会期中の12月16日、日本は開発途上国支援に関する「鳩山イニシアティブ」の具体的内容として、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築と意欲的な目標への合意を前提に、排出削減等の気候変動対策に取り組む開発途上国や、気候変動の悪影響に対して脆弱な開発途上国を広く対象に、2012年末までの約3年間で、官民合わせて約1兆7,500億円（概ね150億米ドル）規模の支援を行う旨を発表した。このうち、公的資金は1兆3,000億円（概ね110億米ドル）を予定している。開発途上国支援について大きな方向性を打ち出せたことは、「コペンハーゲン合意」に至った主たる要因の一つであるが、日本の「鳩山イニシアティブ」の具体策の発表はそのような動きを後押しするものとなった。

2010年は、2013年以降の法的枠組みの合意に向けて再び厳しい交渉が継続されるが、日本としては、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を目指し、引き続き国際的な議論に貢献していく。



気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）において、鳩山イニシアティブ発表のための記者会見に同席する福山外務副大臣（左）（12月16日、デンマーク・コペンハーゲン）

## 「コペンハーゲン合意」の主たる内容

世界全体の気温の上昇が2度以内にとどまるべきであるとの科学的見解を認識し、長期の協力的行動を強化する。

附属書 I 国（先進国）は2020年の削減目標を、非附属書 I 国（開発途上国）は削減行動を、それぞれ付表 I 及び II の様式により、2010年1月31日までに気候変動枠組条約事務局に提出する。

附属書 I 国の行動はMRV（測定／報告／検証）の対象となる。非附属書 I 国（開発途上国）が自発的に行う削減行動は国内的なMRVを経た上で、国際的な協議・分析の対象となるが、支援を受けて行う削減行動については、国際的なMRVの対象となる。

先進国は、途上国に対する支援として、2010～2012年の間に300億米ドルに近づく新規かつ追加的な資金の供与を共同で行うことにコミットし、また、2020年までには年間1,000億米ドルの資金を共同で調達するとの目標にコミットする。気候変動枠組条約の資金供与の制度の実施機関として「コペンハーゲン緑の気候基金」の設立を決定する。

2015年までに合意の実施に関する評価の完了を要請する。

## (2) 生物多様性

生物多様性は地球の生態系を支えている重要な要素であり、そのバランスが崩れれば、地球全体の環境及び人々の生活にも多大な影響を与えかねない。人類はほかの生物を食料、医療、科学等の分野において幅広く利用しており、近年、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の重要性が注目されている。

日本は、2010年10月に愛知県名古屋市で開催される、COP10に向けた準備を進めている。国際的な議論においても、7月のG8ラクイラ・サミットで、「生物多様性保全に向けての2010年以降の世界目標（ポスト2010年目標）」の策定や、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS：Access and Benefit Sharing）

に関する交渉作業の完了などを支持することで一致した。

この関連で、日本は、COP10で決定される予定の「ポスト2010年目標」について、議長国として積極的な貢献を行うため、有識者、NGOなどとの意見交換や国民からの意見募集を行いつつ、日本の提案を作成し、2010年1月に条約事務局に提出した。また、ABSについては、生物多様性条約第9回締約国会議（COP9）（2008年5月、於：ドイツ）で決定された作業行程に基づき、4月及び11月にそれぞれ作業部会が開催され、COP10に向けて、国際的枠組みの策定のための具体的なテキスト案に関する交渉が行われた。



里山は人と環境が共存する場のモデルとして注目されている  
(写真提供：PANA)

### (3) 森林

持続可能な開発、気候変動の緩和と適応、生物多様性の保全を始めとする地球規模の課題に効果的に対処していく上で、森林の果たす役割の重要性に大きな注目が集まっている。また、世界全体の人為的な温室効果ガスの排出量の約2割を占める森林減少・劣化に由来する排出の削減（REDD：Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation）は、早急に取り組むべき気候変動対策の一つであり、早期の行動は将来的なコストの削減に寄与し得る。

日本は、以前から違法伐採対策を含む持続可能な森林経営を世界規模で促進することを重視しており、2009年においても、引き続き、

アジア・アフリカなどでの緊急気候変動対策を始めとする二国間ODAの実施や、国際熱帯木材機関（ITTO）等の国際機関に対する拠出を通じて、開発途上国の関連する取組を積極的に支援するとともに、国連森林フォーラム（UNFF）第8回会合及び第9回特別会合（4～5月及び10月、於：ニューヨーク（米国））、アジア森林パートナーシップ（AFP）第8回実施促進会合（5月、於：バリ（インドネシア））、チャールズ・英国皇太子のイニシアティブを受けて設置された非公式作業グループ等を通じて、持続可能な森林経営やREDDに関する取組の更なる促進に向けた議論に積極的に貢献した。

### (4) オゾン層保護

地上10～50kmの成層圏におけるオゾン層がフロンガス等のオゾン層破壊物質（ODS：Ozone Depleting Substances）により破壊されると、地上に達する有害な紫外線の量が増加し、人体への被害及び自然生態系に対する悪影響がもたらされると考えられている。日本は「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」を締結し、オゾン層保護

の取組に積極的に貢献してきている。

2009年11月、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第21回締約国会合（MOP21）がエジプトで開催され、オゾン層を破壊しないが温室効果の高い代替フロンであるハイドロフルオロカーボン（HFC）の扱いや、ODSのバンク<sup>(注1)</sup>対策について、更に検討を進めることとなった。

### (5) 有害化学物質、有害廃棄物の国際的管理

人の健康及び環境にとって有害な化学物質は、その製造や使用、廃棄の過程で国境を越えて取引され、また、大気や水といった環境中に放出されることによって、地球規模での環境汚染を引き起こす恐れがある。

日本は、バーゼル条約、ロッテルダム条約、ストックホルム条約（POPs条約）等の有害化学物質及び有害廃棄物の規制に関する多国間条約<sup>(注2)</sup>に加入し、その義務を国内において確実に履行するとともに、必要に応じて条約の規制対象物質の追加を国際的に協調しつつ支持している。2009年5月のPOPs条約第

4回締約国会合（COP4）（於：ジュネーブ（スイス））では、新たに9種の化学物質を附属書に掲載する決定がなされた。これら3条約はいずれも、有害な化学物質及び廃棄物を規制し、環境汚染を未然に防止するとの共通の目的を持っている。そのため、3条約が相互に連携し、一貫性を持った取組を展開していくべきとの国際世論の高まりを受けて、3条約のシナジー（協働体制の構築と協力の促進）強化の議論が進行しており、日本も積極的に議論に参加している。

また、2009年2月に、国際的な水銀管理に

(注1) 市中に既に出回っている冷凍空調機器の冷媒等として使用・貯蔵されているものや、これらが廃棄物として回収され、若しくは税関等で没収されたものの破壊されずに放置されているもの。

(注2) 3条約の正式名称はそれぞれ、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前かつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」。

関する条約の策定に向けて、国連環境計画（UNEP）の下で、2010年から政府間交渉委

員会を開催することが決定された。

### 3. 世界経済・金融危機下における政策協調

世界経済・金融危機の克服が、2009年の経済外交の最大の課題であった。G20ロンドン・サミット、G8ラクイラ・サミット、G20ピッツバーグ・サミット、OECD等を通じ、日本は積極的に各国との経済政策協調を実施し、危機克服に尽力した。危機克服に当たっては、特に以下の点に取り組んだ。

①**金融・財政措置**：各国は連携しつつ、例外的な金融政策や前例のない規模の財政措置等を実施した。G20ロンドン・サミットでは、2010年末までに5兆米ドルと試算される財政措置の継続及び、あらゆる金融政策の手法を活用した緩和政策の維持を確認した。G20ピッツバーグ・サミットでもこれを再確認し、

鳩山総理大臣からも、危機は終わっておらず「出口戦略」を作成する時期ではないとして、景気刺激策と国際的な政策協調の重要性を主張した。

②**金融市場における流動性の確保**：G20ロンドン・サミットでは、IMFを始めとする国際金融機関の資金基盤強化のために総額8,500億米ドルの追加的資金を利用可能とすることに合意した。

③**金融監督及び規制の強化**：危機の再発防止に向け、G20ロンドン・サミットでは、ヘッジファンドなどを含むシステム上重要なすべての金融機関・商品・市場への規制監督の拡

#### 2009年のG8・G20サミット

##### ①G20ロンドン・サミット(4月1日～2日、於：英国)

- 日本から、麻生総理大臣及び与謝野馨財務・金融担当大臣が出席。首脳会合の議論を踏まえ、首脳声明、「金融システムの強化に関する宣言」、「国際金融機関を通じた資金供給に関する宣言」に合意。
- 参加国・機関は、G8(日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、EC)、ブラジル、中国、インド、メキシコ、南アフリカ共和国、韓国、インドネシア、サウジアラビア、トルコ、アルゼンチン、チェコ(EU議長国)、スペイン、オランダ、タイ(ASEAN議長国)、エチオピア(NEPAD運営委員会議長国)、国際連合、IMF、世界銀行、金融安定化フォーラム(FSF)、ASEAN事務局、AU。
- 本サミットでは、規制の強化のために、FSFを拡大し、より強力な権限を有する金融安定理事会(FSB)の設立、ヘッジファンド等を含むシステム上重要なすべての金融機関・商品・市場への金融当局の監督規制の拡大、格付会社への規制監督及び登録の拡大、タックス・ヘイブンを含む非協力的な国・地域に対する措置の実施等に合意した。また、国際金融機関を通じ総額8,500億米ドルの追加的資金を利用可能とすること、世界全体の貿易金融に対する支援を少なくとも2,500億米ドル確保することや、「新たな貿易保護主義的な措置をとらない」とのワシントン金融サミットの誓約を堅持し、2010年末まで延長することに合意。

##### ②G8ラクイラ・サミット(7月8日～10日、於：イタリア)

- 日本から、麻生総理大臣が出席。議論を踏まえ、世界経済・環境・気候変動及び開発・アフリカに関する「G8首脳宣言」等に合意し、また、各拡大会合において「G8+5共同宣言」、「世界の食料安全保障に関するラクイラ共同声明」等の声明を発出した。また、同時に開催された主要経済国フォーラム(MEF)首脳会合においても首脳宣言に合意した。
- 参加国・機関は、G8に加え、新興5か国(ブラジル、中国、インド、メキシコ、南アフリカ共和国)及びエジプトとの拡大会合、アフリカ諸国との会合、食料安全保障に関する拡大会合、MEF首脳会合等への招待国・機関。
- 本サミットでは、世界経済回復に向けた協力を確認し、また、ドーハ・ラウンドの2010年中の妥結を追求することに合意した。気候変動問題では、MEF首脳会合において新興国も含む形で、世界全体の排出量を2050年までに「相当の量」削減することに合意。開発・アフリカに関しては、特に食料安全保障について、今後3年間で200億米ドルの資金動員を約束した。その他、北朝鮮、イラン等の政治問題を議論。

##### ③G20ピッツバーグ・サミット(9月24日～25日、於：米国)

- 日本からは鳩山総理大臣、藤井裕久財務大臣が出席。議論を踏まえ、首脳宣言に合意。
- 上記G20ロンドン・サミットの参加国・地域に加え、シンガポール(APEC議長国、ただし、財務大臣のみ)、OECD、WTO、国際労働機関(ILO)が参加。また、EU議長国のチェコからスウェーデンへの交代を受けてスウェーデンが、FSFのFSBへの改組を受けてFSBが参加。
- 本サミットでは、G20をその国際経済協力の「第一のフォーラム」として定例化することに合意。世界経済については、回復の兆しは見られるものの依然として予断を許さない状況であるとの認識が共有され、経済刺激策継続の必要性を確認した。また、世界経済のより均衡ある成長パターンへの政策協調の枠組みとして「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み」を採択したほか、銀行資本の質と量の改善、金融機関の報酬政策・慣行の改革等の金融規制改革や、IMFのクォータ・シェア(出資割当比率)や世界銀行の投票権等に関する国際金融機関改革について議論。

大、格付会社への規制監督及び登録の拡大等に合意し、G20ピッツバーグ・サミットでは、銀行資本の質と量の改善、金融機関の報酬体系・慣行の改革等に合意した。

④保護主義への対抗：G20ロンドン・サミットでは、「新たな保護主義的な措置をとらない」との誓約を2010年末まで延長することに合意し、G8ラクイラ・サミット、G20ピッツバーグ・サミットでもこれを再確認した。

また、危機の克服にとどまらず、G20ピッツバーグ・サミットでは、世界経済のより均衡ある成長パターンへの移行に向けて、各国の経済政策の相互評価を含む「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み」が採択された。また、6月のOECD閣僚理事会では、環境・社会的に持続可能な経済成長の達成に向けて「グリーン成長に関する宣言」を採択

し、グリーン成長戦略の策定に合意した。

これらの取組の効果もあり、危機の一層の悪化は食い止められ、IMFやOECDによると、2010年の世界経済はプラス成長に転じる見通しとなっている。しかし、世界経済は依然として下ぶれのリスクを抱えた予断を許さない状況であり、引き続き経済回復のための取組が必要である。

日本としても、G20ピッツバーグ・サミットにおいて、国際経済協力の「第一のフォーラム」として定例化されたG20を通じ、中国を含む新興経済国との経済政策協調を推進するとともに、地球規模の課題について問題意識を共有する先進首脳国の集まりであるG8を通じ、引き続き国際社会の喫緊の問題に対応しつつ、中長期的な視野に立った議題設定をするために取り組んでいく。

### 世界経済の現状と今後の見通し（GDP成長率）

(%)

	実績		IMF世界経済見通し(2010年1月)		OECD(2009年11月)	
	2008	2009	2010	2011	2010	2011
世界全体	3.0	-0.8	3.9	4.3	n.a.	n.a.
OECD全体	0.6	n.a.	n.a.	n.a.	1.9	2.5
G8						
米国	0.4	-2.4	2.7	2.4	2.5	2.8
英国	0.5	-4.8	1.3	2.7	1.2	2.2
イタリア	-1.0	-4.9	1.0	1.3	1.1	1.5
カナダ	0.4	n.a.	2.6	3.6	2.0	3.0
ドイツ	1.2	-5.0	1.5	1.9	1.4	1.9
日本	-0.7	-5.0	1.7	2.2	1.8	2.0
フランス	0.3	-2.2	1.4	1.7	1.4	1.7
ロシア	5.6	-7.9	3.6	3.4	4.9	4.2
EU	1.0	-4.1	1.0	1.9	n.a.	n.a.
ユーロ圏	0.6	-4.0	1.0	1.6	0.9	1.7
アジア・大洋州						
インド	7.3	5.7	7.7	7.8	7.2	7.6
インドネシア	6.1	4.5	4.8	5.0	5.3	5.6
オーストラリア	2.4	n.a.	2.0	3.3	2.4	3.5
韓国	2.2	0.1	3.6	5.2	4.4	4.2
中国	9.6	8.7	10.0	9.7	10.2	9.3
中南米						
アルゼンチン	6.8	n.a.	1.5	2.5	n.a.	n.a.
メキシコ	1.3	-6.5	4.0	4.7	2.7	3.9
ブラジル	5.1	n.a.	4.7	3.7	4.8	4.5
中東・アフリカ						
サウジアラビア	4.4	n.a.	4.0	4.3	n.a.	n.a.
トルコ	0.9	n.a.	3.7	4.0	3.7	4.6
南アフリカ共和国	3.1	-1.8	1.7	3.8	2.7	4.5

(注1) ユーロ圏：オーストリア、ベルギー、キプロス、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロベニア、スペイン。

(注2) インドネシア、オーストラリア、韓国、アルゼンチン、サウジアラビア、トルコ、南アフリカ共和国のIMFによる見通しは、2009年10月時点の予測。

(注3) 「実績」は各国統計に基づく。

## 4. 国際経済分野の法秩序

### (1) 多角的自由貿易体制の強化

#### イ 多角的自由貿易体制と日本

戦後日本の経済発展は、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）／WTOを中心とする多角的自由貿易体制の存在抜きには語れない。GATT体制の下で自由貿易制度が整備されて各国の関税が引き下げられたことは、日本製品の輸出促進につながり、日本は貿易を通じた経済的繁栄を実現した。WTOはモノの貿易に加え、サービスの貿易、知的財産権に関するルールづくりや各国の貿易政策の監視、より強化された紛争処理の機能を備えている。世界経済の回復を後押しする上でも、WTO体制の下で、保護主義を抑止するとともに、ドーハ・ラウンド交渉を早期に妥結に導くことが一層重要になっている。

#### ロ 2009年のWTOドーハ・ラウンド交渉

WTOドーハ・ラウンド（正式名称は「ドーハ開発アジェンダ（DDA：Doha Development Agenda）」）交渉は、2001年の交渉開始後丸8年が経過した。2008年12月の閣僚会合の開催が見送られたことを受け、2009年に入ってから交渉は、米国新政権の立ち上がりやインドの総選挙の結果を見つつ、実務レベルで続けられた。その一方で、4月のG20ロンドン・サミットでは、改めて妥結に向けた首脳の意味が確認され、7月のG8ラクイラ・サミットにおけるG8+5（中国・インド・ブラジル・メキシコ・南アフリカ共和国）共同宣言では、2010年の交渉妥結を追求するとともに、貿易担当大臣に対しG20ピッツバーグ・サミットの前に閣僚会合を実施することが指示された。こうした議論を経て、9月、インドが閣僚会合をデリーで開催し、引き続き同月中旬にはジュネーブで高級実務レベル会合が実施され、10月以降毎月高級実務レベル会合が開催され、交渉の進展が図られた。

11月30日から12月2日まで、ジュネーブにおいて第7回WTO定例閣僚会議が開催された。これは2005年の香港閣僚会議以来4年ぶりのものとなった。同会議は、WTOの活動全体をレビューするもので、ドーハについてのラウンド交渉についての多国間の交渉を目

的とするものではなかったが、会議場の内外で二国間・少数国間の活発な協議が行われた。閣僚会議の結果としてとりまとめられた議長総括では、2010年の第1四半期に交渉の状況評価（ストックテキング）を行うことが確認された。

2009年の交渉は、米国新政権の交渉体制の整備や通商政策に対する取組の遅れのために進展が見られなかったとの指摘があるが、総じて言えば、今次ラウンド交渉の成果を大きく享受することになる新興国（中国、ブラジル、インドなど）に対して一層の貢献を求め、米国と、これら新興国との間のこう着状態に打開はみられなかったと言えよう。

#### ①農業

農業分野では、これまで、①一般的な関税削減率及び例外的に関税削減が緩和される品目（重要品目）の数や扱い（市場アクセス（MA））、②貿易をゆがめる国内農業助成のための補助金等の削減（国内支持）、③貿易をゆがめる輸出補助金等の撤廃（輸出競争）といった論点について議論を行ってきている。

2008年7月の閣僚会合において、開発途上国にのみ認められる特別セーフガード措置（SSM）等をめぐり交渉が決裂した後、実務レベルで協議が継続された結果、同年12月に農業交渉議長から改訂テキストが発出され、2009年の交渉会合では同テキストをベースに引き続き協議が進められた。

2009年は農業交渉議長が交代した後、引き続き実務レベルで、譲許表作成に関する技術的な論点や、主にMA分野の残された論点を中心に協議が行われた。また、12月には、長年の懸案であったEUと南米諸国との間でのバナナの輸入税をめぐる通商紛争が決着した。これにより、EUによる輸入バナナの関税削減率を定めたバナナ合意が成立し、ラウンド交渉全体を前進させる契機になるものとして歓迎された。こうした中、日本は、食料純輸入国である日本の農業の特性を踏まえ、引き続きバランスのとれた最終合意を目指し

て取り組んできている。

## ②非農産品市場アクセス (NAMA)

NAMA分野では、鉱工業品及び林水産品の関税や非関税障壁 (NTB) の削減に関する議論を行ってきている。関税の削減に関しては、高関税ほど大きい削減とする関税削減方式 (スイス・フォーミュラ) 等の論点とともに、開発途上国配慮、分野別関税撤廃 (特定分野の関税撤廃・調和を目指すもので、参加は非義務的であるものの、先進国側は主要開発途上国を含む十分な参加を重視) 等の交渉を行ってきた。

2009年においては、前年12月に発出されたNAMA交渉議長テキストに沿って実務レベルで協議が続けられたが、特に、NTBに関する協議が集中的に行われ、各国が提案している様々なNTB削減のためのテキストに基づいて、各国の主張の取れんが試みられた。

工業分野で強い競争力を持つ日本は、農業交渉と歩調を合わせた進展を図りつつ、関税削減、NTB削減の双方における高い成果を伴ったモダリティ合意を目指して積極的な交渉への取組を続けているところである。

## ③サービス

2008年7月にジュネーブ (スイス) で行われた閣僚会合において、自国の自由化が可能なサービスの個別分野を示唆し合う「シグナリング閣僚会合」が開催され、先進国、開発途上国の双方から前向きな示唆がなされた。その成果を基に更なる自由化につなげることが課題となっており、2009年には、サービス関連各種会合が4回開催され、分野別の議論が行われた。日本は、これまで中国、インド、ASEAN各国、ブラジルなどとほぼ毎回二国間交渉を行い、コンピュータ関連、電気通信、建設、金融、流通、海運等の関心分野の自由化を求めた。また、サービス関連の免許や資格等の要件・手続等に関する国内規制につい

での規律の策定に関する作業部会では、日本としての交渉の進展に貢献した。

サービス交渉推進派の一員として、日本は交渉の進め方に関する提案を行うなど積極的にサービス交渉を行っている。今後とも日本のサービス業界の関心等を踏まえつつ交渉を進めていく方針である。

## ④ルール

ルール分野では、2001年のドーハ閣僚宣言、更に、2005年の香港閣僚宣言に基づき、ダンピング防止及び補助金についての規律の強化及び明確化を目的とした交渉が行われてきた。現在の交渉では、ダンピング防止におけるゼロイング<sup>(注1)</sup>や、WTOで初めて規律が定められることになる漁業補助金<sup>(注2)</sup>などの扱いが主な課題となっている。日本としては、引き続き日本の主張が反映されるよう積極的に交渉を行っていく考えである。

## ⑤貿易円滑化

貿易円滑化の分野では、GATT第5条 (通過の自由)、第8条 (輸入及び輸出に関する手数料及び手続) 及び第10条 (貿易規則の公表及び施行) に関連する事項の明確化及び改善等を目的として交渉が行われてきた。

2009年には、5回の交渉会合が開催され、日本からの提案である「貿易関連法令等の公表」、「法令等の制定・改正を行う際の事前協議・事前公表」、「不服申立制度」、「予備審査手続」等について、将来の協定化を念頭に置いた検討が進められ、統合交渉テキストが作成された。今後の交渉により、貿易関連事業者が直面する様々な障害が減少し、手続が迅速化されることが期待される。

## ⑥開発

今次ラウンド交渉が「ドーハ開発アジェンダ」と称されることに示されるように、開発問題は、今次ラウンド交渉の中核的なテーマ

(注1) 米国商務省は、ダンピング・マージン (輸出国の国内正常価格より輸出価格が低い場合の価格差) を計算する際に、①まず、その製品の個々のモデル又は取引ごとに輸出国の国内正常化価格と対米輸出価格を比較し、②その結果を総計して、この製品全体のダンピング・マージンを算定している。総計をする②の段階において、①の比較で輸出国の国内正常価格より対米輸出価格が高いものについてはその価格差はマイナスとなるが、ゼロイングとは、それらをマイナスとして差し引かず、一律「ゼロ」とみなして計算する方式で、これにより、ダンピング・マージンが不当に高く計算される。2007年11月に発出された議長テキスト案では、日本を含めた多くの国々が強く禁止を主張してきたこのゼロイングが容認されていたが、2008年12月に発出された改訂議長テキストでは、ゼロイングを容認する規定が取り下げられるなど、日本や、ほかの立場に一定の配慮が見られる規定となっている。

(注2) 漁業補助金については、韓国、台湾と共同で提案を提出し、欧州委員会 (EC) とともに、過剰漁獲につながる補助金に限定して禁止すべきという主張を行ってきた。2007年の議長テキストでは、日本が主張してきた禁止補助金を限定する構造となっているが、その対象範囲については日本の主張よりも広範囲にわたるものとなっている。

となっており、開発途上国に対する「特別かつ異なる待遇 (S&D)」、綿花問題<sup>(注3)</sup>及び「貿易のための援助」(AFT: Aid for Trade)<sup>(注4)</sup>を主要テーマとして議論が続けられている。

日本は、「貿易のための援助」への貢献として、2005年に発表した「開発イニシアティブ」に引き続いて、2009年7月、第2回「貿易のための援助」グローバル・レビュー会合の機会に、新たに「開発イニシアティブ2009」<sup>(注5)</sup>を発表し、各種取組を行ってきている。

また、日本はアジア・太平洋地域における効果的な「貿易のための援助」の在り方や、地域格差の分析などを議論している専門家レベルでの会合において共同議長を務めており、日本が過去に実施した援助における成功体験から学んだノウハウを提供する等の取組を通じて、地域レベルでの取組に積極的に貢献している。

### ⑦知的財産権

地理的表示 (GI)<sup>(注6)</sup>に関して、ドーハ・ラウンド交渉の中で議論されている多国間通報登録制度については、日本は、米国等とともに各国の商標当局等が登録に拘束されない、負担の軽い制度とすることを提案している。これに対しEU等は、登録により強い法的効果を持たせる制度を主張している。また、TRIPS協定 (知的所有権の貿易関連の側面に関する協定) 第23条の規定による追加的保護<sup>(注7)</sup>の対象となる商品については、ドーハ・

ラウンドの交渉項目には含まれないが、ワインとスピリッツからその他の商品にも拡大すべきかどうか議論されている。

また、TRIPS協定と生物多様性条約 (CBD) との関係についても、交渉項目とはなっていないが、ドーハ・ラウンドに関連して議論がなされており、ブラジル、インドなどの開発途上国は、特許出願における遺伝資源の出所等の開示 (例えば、植物の抽出物を使用した薬品における当該植物の原産国・供給国等の開示) を義務化するTRIPS協定改正を提案している。

2009年には、TRIPS理事会特別会合議長から多国間通報登録制度に関する論点を整理した報告書が出され、また、GIの追加的保護拡大、TRIPS協定とCBDとの関係については、ラミー事務局長主催の協議において議論が継続されている。

### 八 紛争解決

WTO体制に信頼性・安定性をもたらす柱として、紛争解決制度<sup>(注8)</sup>がある。WTO加盟国は、この制度を加盟国間の貿易紛争を解決するために積極的に利用しており、1995年のWTO発足時から2009年末までの15年間の紛争案件数は402件 (年平均約26.8件) に上り、400件を突破した<sup>(注9)</sup>。

2009年も、日本はこの制度の下で紛争案件に関与した。日本企業に対する米国のダンピング防止措置に関連する「ゼロイング」手続がダンピング防止協定等に違反すると認定さ

(注3) 西アフリカの後開発途上国(LDC)4か国(ブルキナファソ、ベナン、マリ、チャド)によって提起されている問題。本来、綿花はこれら諸国にとって十分競争力のある産業であるにもかかわらず、一部先進国が自国の綿花産業に与えている補助金のために、綿花輸出が阻害され大きな打撃を受けているとして、先進国に対して補助金の段階的撤廃及び撤廃完了までの補償措置を要求している。

(注4) 開発途上国が貿易から十分な利益を得るためには、貿易自由化だけでは不十分であり、貿易関連の技術支援、生産能力の向上や流通インフラ整備などを含めた供給面での支援、また、これらのモニタリングや評価が必要との観点から、WTO、OECD、国連貿易開発会議(UNCTAD)などで「貿易のための援助」に関する議論が行われている。

(注5) 「開発イニシアティブ」は、貿易促進を通じて開発途上国の発展に資することを目的に、2006年から2008年の3年間に100億米ドルのODAや1万人の技術支援及びLDC無税無枠等様々な措置を組み合わせる包括的な支援を行うもの。「開発イニシアティブ」の目標達成に続き、2009年には新たに「開発イニシアティブ2009」を発表し、2009年から2011年の3年間に、120億米ドルのODAや4万人の技術支援、開発途上国との貿易の最新の実情を踏まえた一般特惠関税制度(GSP)の改正への着手等を通じて、開発途上国の発展に貢献する。

(注6) ワインのボルドー、ブランデーのコニャックのように、その商品について確立した品質、評判等が主として地理的原産地に帰せられると考えられる場合において、その商品が当該地理的原産地の産品であることを特定する表示を言う。日本においては、国税庁長官が国内で保護する焼酎乙類や清酒の産地について地理的表示として指定している。

(注7) TRIPS協定は、全産品について当該産品の地理的原産地について、公衆を誤認させる方法等での地理的表示の使用を防止することを原則としつつ(第22条)、ワイン及びスピリッツについては、公衆の誤認等の有無にかかわらず、当該地理的表示によって表示されている場所を原産地としないものへの使用を防止するという追加的保護を定めている(第23条)。

(注8) WTO紛争解決手続(DSU)においては、パネル(小委員会)は個別の紛争案件ごとに構成される。紛争当事国はパネルの法的判断に不服がある場合には、上級委員会に申し立てることができる。上級委員会は7名の委員で構成されており、委員の任期は4年(再任可能)。日本は1995年のWTO発足以降上級委員を輩出しており、松下満雄・元委員(成蹊大学法科大学院教授)、谷口安平・前委員(京都大学名誉教授)に続き、2008年6月以降、大島正太郎氏(前駐韓国特命全権大使)が上級委員の任にある。

(注9) GATTの下での紛争案件数は、1948年から1994年までの間に314件(年平均6.7件)。WTOでの紛争案件数402件のうち、2009年末までに日本が当事国(申立て国又は被申立て国)としてかかわった案件は、28件(なお、件数については、WTOホームページに掲載されているDS番号が付されたすべての案件をそれぞれ1件として計算している)。



れた案件<sup>(注10)</sup>については、米国がWTO協定に適合させる是正措置を十分にとらなかったことを争った履行確認手続<sup>(注11)</sup>において、4月に発出されたパネル報告書が日本の主張を全面的に認めた。さらに、8月に発出された上級委員会報告書もこのパネル報告書の認定を支持したため、米国が本件においてWTOの是正勧告を履行しておらず、また、米国が履行のためとしてとった措置がWTO協定に違反していることが認定された(同月、これら報告書はWTO紛争解決機関によって採択)。この認定は、不当なダンピング防止税賦課による貿易の制限は容認されないことを明確にするものであり、ルールに基づく自由貿易体制の維持・発展に寄与するものとして高く評価できる。今後、米国による誠実かつ速やかな措置の是正が望まれる。

また、デジタル複合機やパソコン用液晶モニタなど、本来無税であるべき情報技術(IT)製品に対する欧州委員会(EC)による関税賦課について、日本が米国、台湾と共同でECを申し立てている案件<sup>(注12)</sup>では、パネルの手続が進行し、5月及び7月に行われたパネル口頭聴聞等の際に、米国、台湾と連携して主張を展開した。

韓国の半導体製造企業に対する金融支援措置に関し、日本の賦課した相殺関税の補助金協定違反が認定され、その後韓国が履行確認手続に訴えていた案件<sup>(注13)</sup>については、韓国の要請により3月以降履行確認パネルによる検討は停止されている<sup>(注14)</sup>。なお、日本は、別の手続に基づき4月に本件相殺関税を廃止した。

## (2) 経済連携協定(EPA) / 自由貿易協定(FTA) 交渉の推進

日本は、アジア太平洋諸国を始めとして、世界の国々との間でEPA交渉を積極的に推進してきており、2009年には、ベトナム及びスイスとのEPAが発効した。これにより、日本が締結したEPAの数は11件となり、EPA相手国との貿易額の割合も15.9%となっている。また、オーストラリア、インド及びGCCとの交渉も精力的に続けており、5月にはペルーとの交渉も開始した。さらに、2004年11月以降中断している韓国との交渉については、首脳・閣僚間の合意を受けて、交渉再開に向けた環境醸成のための実務協議を続けている。これら交渉段階にあるものを含めれば、日本とEPA相手国との貿易額の割

合は38.2%となる。貿易・投資の自由化による経済成長をより確実なものとするため、EPAを一層積極的に推進していく。

また、日本のEPAは、合同委員会や分野ごとの各種小委員会に関する規定や、発効の一定期間後に協定の一部若しくは全体について見直しをする規定を有しており、既に締結済みのEPAについても、活用をより促進するため、様々な場を通じて協議を続けている。

二国間EPAに加えて、日本は、東アジア及びアジア太平洋地域における広域の経済連携構想の検討や研究にも積極的に参加している。

(注10) 日本は、2005年2月に、米国のゼロイング方式自体とその実際の適用がWTO協定(アンチダンピング協定等)に違反するとして、WTOに申し立てた。2006年1月にWTO協定違反が確定し、米国に対して是正勧告が行われた。米国は、勧告履行期限(2006年12月24日)が到来しても、一部の措置を除いて履行しなかったため、日本は2007年4月に履行確認パネルの設置を求めた。

(注11) パネル・上級委員会での検討の結果採択されるWTO紛争解決機関の勧告の実施状況について、当事国間で見解の相違がある場合に、紛争解決手続(DSU)21条5に基づき勧告が実施されているか否か等について判断を行うための手続。

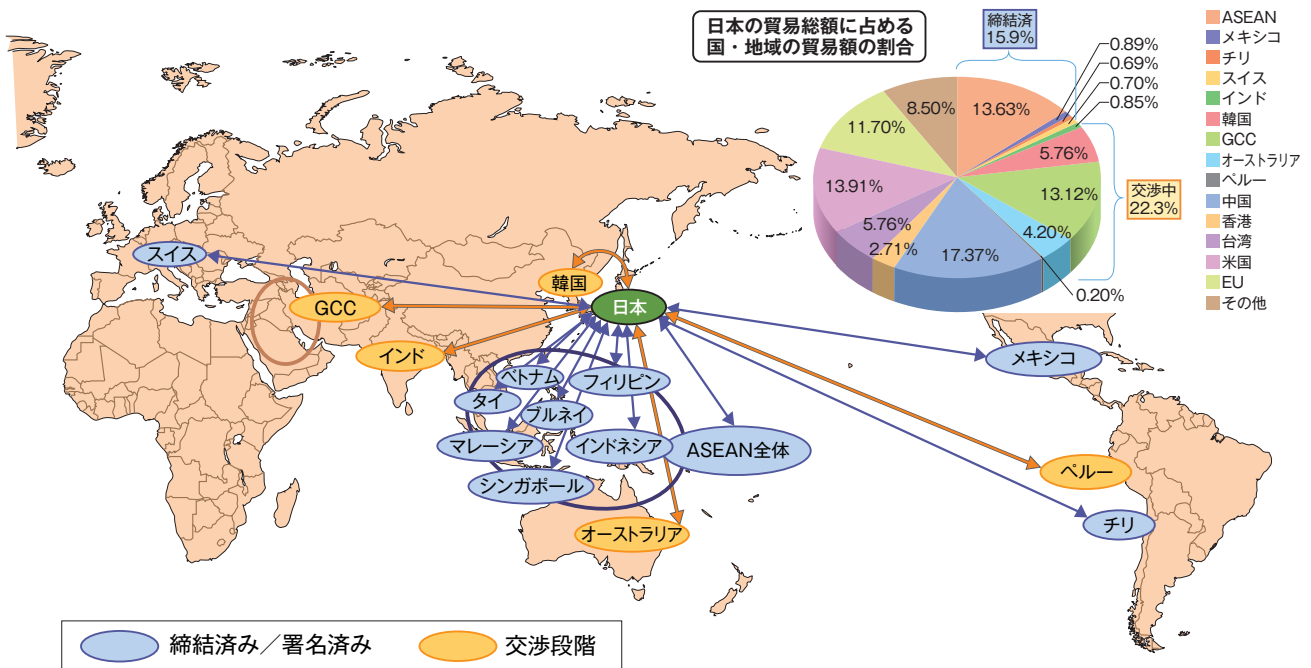
(注12) ECが、「情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言(ITA)」において無税扱いにすべきとされている製品について、製品の多機能化・高機能化を契機に、譲許表上の分類を変更しWTO協定に整合しないと考えられる課税を行っている案件。日本が米国、台湾とともに問題視しているのは、デジタル複合機(税率6%)、パソコン用液晶モニタ(税率14%)、セット・トップ・ボックス(税率13.9%)の3品目である。

(注13) 韓国政府による韓国ハイニクス・セミコンダクター社への支援措置に関し、韓国から日本に輸入される同社製DRAM(ダイナミック・ランダム・アクセス・メモリ。半導体の一種)に対する27.2%の相殺関税の賦課について、WTO協定違反が認定されたことを受け、日本は賦課していた相殺関税27.2%のうち、18.1%についてはその対象から除外することとし、2008年9月に関税率を9.1%としたが、韓国がこれを不十分だとして履行確認手続に訴えていた案件。

(注14) DSU第12条12により、パネルの検討の停止から12か月が経過すると、パネルはその設立の根拠を失うとされている。

日本のEPAの現状（2009年12月現在）

・ASEAN諸国を中心に11か国・地域とのEPAが発効。貿易額に占める割合は15.9%。  
 ・現在、オーストラリア、インド、ペルー、GCCと交渉中。韓国とは交渉が中断中。交渉の加速化と早期妥結を目指す。



イ 2009年に発効したもの

① スイス

9月発効。日本にとって初めての欧州の国とのEPAであり、経済分野における両国の一層の関係強化に寄与するとともに、これまでアジアを中心に進めてきたEPAの網を欧州に広げるという観点からも、日本の経済外交を推進する上で戦略的に重要なEPAと言える。

② ベトナム

10月発効。この協定は、物品及びサービスの貿易の自由化並びに関連分野の連携強化を図ることにより、近年目覚ましい経済発展を遂げているベトナムとの貿易及び投資を始めとする経済関係全般の強化に貢献する。ベトナムにとって初めての二国間EPAである。

ロ 交渉中の協定（韓国、GCC、インド、オーストラリア、ペルー）

① 韓国

日本の隣国であり、貿易・投資を含む経済の相互依存関係が強い韓国とのEPAは、両国に安定的な経済的枠組みを提供し、将来にわたり両国に利益をもたらすものと考えられ

る。こうした認識の下、2003年12月に交渉を開始したものの、双方の立場の違いから2004年11月以降交渉が中断している。しかし、2008年4月の日韓首脳会談で日韓EPAの重要性について一致したことを受け、交渉の再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議を2008年6月及び12月に開催することとなり、2009年に入っても、7月及び12月に審議官級に格上げした形で実務協議を開催し、早期の交渉再開を目指して協議を続けている。

② GCC（湾岸協力理事会）

日本への原油供給国として極めて重要な位置を占めるGCCとの間では、より一層の経済関係強化を図る観点から、2006年9月からFTAの交渉が開始され、これまで2回の交渉会合及び4回の中間会合が開催されている。

③ インド

10億人を超える人口を有する潜在的な大市場であるインドとの経済関係強化は、両国にとって利益をもたらすとの観点を踏まえ、2007年1月からEPA交渉を開始し、2009年10月には第12回交渉会合が行われた。また、

経済連携強化に向けた取組のスケジュール（2009年12月現在）

	2006年	2007年	2008年	2009年		
締結済み	シンガポール	2002年11月発効 4月見直し交渉開始	3月改正議定書署名 6月国会承認 9月改訂議定書発効			・2002年1月署名、同年11月30日発効。 ・改正議定書に関し、2007年3月19日署名、同年9月2日発効。 ・2007年11月27日、原産地規則の品目別規則等の改正に関する外交上の公文を交換（2008年1月1日発効）。
	メキシコ	2005年6月追加議定書につき交渉開始	12月国会承認 国会審議：4月発効			・2004年9月19日署名、2005年4月1日発効。 ・一部商品の関税割当の枠内税率等を定める議定書が2007年4月1日に発効。
	マレーシア	2004年1月交渉開始 4月国会承認 国会審議 7月発効				・2005年12月署名、2006年7月13日発効。
	チリ	2月交渉開始 交渉	3月署名 6月国会承認 国会審議 9月発効			・2007年3月27日署名、同年9月3日発効。
	タイ	2004年2月交渉開始 交渉	4月署名 6月国会承認 国会審議 11月発効			・2007年4月3日署名、同年11月1日発効。
	インドネシア	2005年7月交渉開始 交渉	8月署名 国会審議 7月発効	5月国会承認		・2007年8月20日署名、2008年7月1日発効。
	ブルネイ	2月 6月交渉開始 準備協議 交渉	6月署名 国会審議 7月発効	5月国会承認		・2007年6月18日署名、2008年7月31日発効。
	ASEAN全体	2005年4月交渉開始 交渉	11月妥結	4月署名完了 国会審議 7月発効	6月国会承認 12月発効	・2008年4月14日、日本及び全ASEAN構成国の署名完了。 ・日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーの間では同年12月1日、ブルネイの間では2009年1月1日、マレーシアの間では同年2月1日、タイの間では同年6月1日、カンボジアの間では同年12月1日発効。
	フィリピン	2004年2月交渉開始 交渉 12月国会承認 9月署名 国会審議			12月発効	・2006年9月9日署名、同年12月臨時国会にて承認。 ・2008年10月8日にフィリピン上院にて承認。 ・2008年12月11日発効。
	スイス	2005年4月政府間共同研究会開始合意 共同研究会	3月 5月交渉開始 準備合意 交渉	9月大筋合意	2月署名 国会審議 9月発効	・2007年1月19日の日・スイス電話首脳会談にてEPA交渉立ち上げを決定。 ・2009年2月19日署名。 ・2009年9月1日発効。
ベトナム	2月 共同検討会合	1月交渉開始 交渉	9月大筋合意 12月署名	国会審議 10月発効	・ズン・ベトナム首相の訪日時の日・ベトナム首脳会談（2006年10月19日）にて、2007年1月からの交渉入りを決定。 ・2008年12月25日署名。 ・2009年10月1日発効。	
交渉段階	韓国	2003年12月交渉開始				・2004年11月以来交渉中断。 ・2008年4月の日韓首脳会談での合意を受け、6月25日及び12月4日に交渉の再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議を開催。2009年6月の首脳会談での合意を受け、同7月に審議官級での実務協議を開催。
	GCC (アラブ首長国連邦、パレール、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート)	5月 9月交渉開始 準備合意 交渉				・2006年4月、GCC諸国全体との間で物品とサービス貿易の分野を対象としたFTA交渉を開始すること一致。 ・2007年1月21～22日に第2回交渉合会を開催。 ・2009年3月29日～31日に第4回中間合会を開催。
	インド	2005年7月 共同研究会 共同研究会開始	1月交渉開始 交渉			・2006年12月15日の日・インド首脳会談にて、EPA交渉の立ち上げを決定。 ・2009年9月29日～10月1日に第12回交渉合会を開催。
	オーストラリア	2005年11月 共同研究 共同研究会開始	4月交渉開始 交渉			・2006年12月、「最終報告書」をとりまとめ、12日の日豪電話首脳会談にて、EPA交渉立ち上げを決定。 ・2009年11月17日～25日に第10回交渉合会を開催。
	ペルー				3月 5月交渉開始 準備合意 交渉	・2008年11月の日・ペルー首脳会談において、EPA交渉の開始に向けて、前向きに検討していくこと一致。 ・2009年4月14日の日・ペルー電話首脳会談にて、EPA交渉開始を決定。 ・2009年10月1日～6日に第4回交渉合会を開催。

▶ :政府間共同研究／産学官共同研究  
▶ :交渉  
▶ :国会審議  
▶ :発効済みのもの

12月の鳩山総理大臣のインド訪問の際にも、交渉の加速化が確認されている。

④オーストラリア

エネルギーや食料の主要な供給国という経済面のみならず、政治・安全保障の面でも緊密な関係にあるオーストラリアとは、オーストラリアの強い要望を踏まえ2007年4月からEPA交渉を行っている。2009年に開催した

3回の会合を含め、11月末までに10回の交渉会合を行っている。

⑤ペルー

歴史的にも日本と関係の深い中南米の主要国であるペルーとは、ペルーの強い要望を踏まえ、2009年4月の日・ペルー電話首脳会談で交渉開始を決定し、5月から10月までに4回の交渉会合を行っている。

日本と各国とのEPAの主な内容

国名	発効年月日	物品の貿易				サービスの貿易			自然の移動 自然人の移動章及び サービスの貿易章における約束	投資				政府調達	知的財産	競争	ビジネス環境の整備	協力	エネルギー・鉱物資源	経済指標					
		自由化率(往復額ベース)	税関手続	SPS / TBT※1	相互承認	市場アクセス(MA)	内国民待遇(NT)	最恵国待遇(MFN)		内国民待遇(NT)	最恵国待遇(MFN)	特定措置の履行要求の禁止(PR)	国対投資家の紛争解決(SDS)							日本からの直接投資※2 (単位:億円)	進出日系企業数※3 (合弁企業駐在出張所等を含む)				
GCC	交渉中																			-	-				
韓国	交渉中																			1,533	533				
オーストラリア	交渉中																			4,781	697				
インド	交渉中																			1,782	581				
ペルー	交渉中																			158	35				
欧州	スイス	2009.9.1	約99.3%	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	69	91			
ASEAN	ベトナム	2009.10.1	約92%	○	○	-	○	○	※4	○	※5	-	※6	△	※7	○	○	○	○	-	562	820			
	フィリピン	2008.12.11	約94%	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	△	※9	○	○	○	○	-	1,244	618			
	ASEAN	2008.12.1	約92%	○	○	-	△			※10	△	※10	-	△	※11	△	※11	△	※11	○	-	9,169	-		
	ブルネイ	2008.7.31	約99.9%	○	-	-	○	○	○	○	※12	○	○	○	△	※7	△	※13	-	○	○	△	※14	82	10
	インドネシア	2008.7.1	約92%	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	△	※9	○	○	○	○	○	1,207	1,265			
	タイ	2007.11.1	約95%	○	-	○	○	○	○	○	※5	○	○	△	※9	○	○	○	○	-	3,063	1,344			
	マレーシア	2006.7.13	約97%	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	379	1,233			
	シンガポール	2002.11.30	約98%	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	△	※16	-	2,626	729		
中南米	チリ	2007.9.3	約92%	○	○	-	△	※17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	※18	-	100	78	
	メキシコ	2005.4.1	約96%	○	○	-	△	※17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	589	384			

- ※1 SPS:衛生植物検疫措置 TBT:強制規格、任意規格及び適合性評価手続
- ※2 日本からの直接投資の出典:日本銀行「国際収支統計」2007年中 対外・対内直接投資
- ※3 進出日系企業数の出典:外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計」2008年速報(2007年10月1日現在)
- ※4 第三国に付与した待遇よりも不利でない待遇を付与することを考慮又は協議する旨の規定。
- ※5 現行入管法令の範囲内で、看護師資格をもつ看護業務従事者の受け入れを約束。ベトナム人看護師・介護福祉士候補者の受け入れ可能性については交渉継続。
- ※6 日・ベトナム投資協定が必要な変更を加えた上で協定の一部となる旨規定(第9条4)。
- ※7 ビジネス環境整備章に言及がある。
- ※8 看護師・介護福祉士候補者等の受け入れを約束。
- ※9 NT又は無差別待遇に関する義務規定はない。
- ※10 発効後1年以内に設置される小委員会等で実体的な規定に関する交渉を継続する旨規定。
- ※11 経済的協力章内の第53条に協力の分野として挙げられている。
- ※12 短期商用訪問者等の一時滞在についてサービス貿易章の下で約束。
- ※13 知的財産章はないが、ビジネス環境整備章に知的財産の保護に関する制度の整備に係る努力義務規定等がある(第97条)。
- ※14 エネルギーのみを対象としている。
- ※15 介護福祉士候補者、タイ・スパ・セラピストの受け入れの可能性については交渉継続。
- ※16 経済関係強化のための協力枠組みについて規定あり(第13~20章)。
- ※17 現地における拠点設置(LP)の規律により、MAの一部を約束。
- ※18 税関手続章、TBT章及び競争章において、それぞれの分野における協力に関する規定あり。
- ※19 知的財産章はないが、知的財産分野における協力に関する規定(第144条)等がある。
- ※20 「経済関係の緊密化章」を設けている。

八 広域経済連携に向けた取組

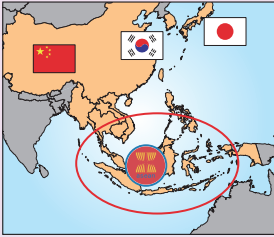
日本は、東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みの研究や検討において、WTO体制を含め世界経済・貿易に与える影響、関係各国の考え方等を踏まえ、これら各国と協議しつつ、積極的な参加及び貢献を行っていく考えである。2009年には、ASEANと日中韓の13か国によるFTA (EAFTA) 構想や、これら13か国にオーストラリア、ニュージーランド、インドを加えた16か国によるEPA (CEPEA) 構想についての民間研究の最終報告がとりまとめられ、ASEAN関連経済大臣会合を経てASEAN+3首脳会合及びEASに報告された。その結果、原産地規則、税関手続、関税分類、協力の分野について、政府間の作業部会で検討を続けることとなった。また、FTAAP構想につ

ては、11月のAPEC閣僚・首脳会議において、これまでの検討作業を踏まえ、FTAAPへのあり得べき道筋を探求することに合意し、日本が議長を務める2010年のAPECにおいて検討結果を報告することになった。また、アジア太平洋地域においては、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイによる環太平洋連携協定 (TPP) に、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナムが参加するという動きがあり、日本としてもその動向に注目している。

さらに、2003年以降続けられてきた日中韓FTAに関する民間研究については、2009年10月の日中韓サミットを経て、日中韓貿易経済大臣会合の結果、政府関係者の参加を含む産官学共同研究に移行することとなった。

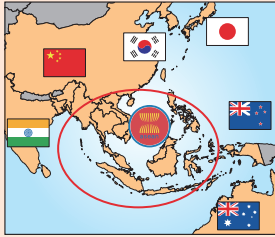
アジア太平洋における広域経済連携に向けた取組

**EAFTA (東アジア自由貿易圏) 構想 [ASEAN、日、中、韓]**



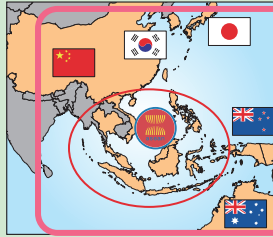
- 2004年11月 中国の提案により民間研究開始。
- 2009年8月 ASEAN関連経済大臣会合にて研究報告。政府間で具体的な課題の検討開始を提言。  
[提言(抜粋)]
- 研究の提言を高級実務者が議論、検討していくことを首脳に提案することに合意。
- 高級実務者に、作業グループをいつ、どのようにに設立するかについての勧告提出を指示。
- 2009年10月 ASEAN+3首脳会議で8月の経済大臣会合における決定を歓迎。

**CEPEA (東アジア包括的経済連携) 構想 [ASEAN、日、中、韓、インド、オーストラリア、ニュージーランド]**



- 2006年8月 日本の提案により民間研究開始。
- 2009年8月 ASEAN関連経済大臣会合にて研究報告。政府間で具体的な課題の検討開始を提言。  
[提言(抜粋)]
- 研究の提言を高級実務者が議論、検討していくことを首脳に提案することに合意。
- 高級実務者は段階的アプローチで議論を進めていくことに合意。
- 2009年10月 EASで8月の経済大臣会合における決定を歓迎。


**アジア太平洋の自由貿易圏構想 (FTAAP)**



- 2006年11月 APEC首脳会議(於:ハノイ)にてFTAAPの研究に合意。
- 現在、FTAAPにむけた展望と選択肢、その影響等について検討が進められており、2009年11月の首脳会議(於:シンガポール)でFTAAPへのあり得べき道筋を探求することに合意。

米国  
カナダ  
メキシコ  
ペルー  
チリ  
香港  
台湾  
ロシア  
ハバア・ニューギニア

**環太平洋連携協定 (TPP)**



- 2002年10月 シンガポール、ニュージーランド、チリ、その後ブルネイも交渉開始。
- 2006年 ニュージーランド、シンガポール発効(5月)、ブルネイ発効(7月)、チリ発効(11月)。
- 2008年2月 投資・金融サービス交渉に米国も参加する旨表明(3月交渉に参加)。
- 2008年9月 米国は包括的参加のための交渉立ち上げを発表。
- 2008年11月 APEC首脳・閣僚会議において、オーストラリア及びペルーが交渉参加を表明。
- 2009年11月 オバマ米国大統領は、東京での演説で、米国がTPPへ関与(engage)する旨表明。

ニュージーランド  
チリ  
ブルネイ  
シンガポール

米国  
オーストラリア  
ペルー  
ベトナム

**(参考) 日中韓FTA構想**

- 2003年6月 民間研究開始。
- 2008年12月 第1回日中韓サミットで、第2段階の民間研究の開始を指示。
- 2009年10月 日中韓貿易大臣会合で、先の第2回日中韓サミットでの議論を踏まえ、2010年上半期の産官学の共同研究開始を目指すことで一致。

### (3) 租税条約／投資協定／社会保障協定

#### イ 租税条約

租税条約は、国境を越える経済活動に対する国家間の課税権を調整することにより、国際的な二重課税を回避するとともに、投資所得（配当、利子、使用料）に対する源泉地国課税の減免等を通じて国際的な投資交流を促進するための重要な法的基盤となっている。また、租税条約は脱税及び租税回避行為等を防止することも目的としており、情報交換や相互協議といった税務当局間の国際協力を推進するための規定も整備している。

1月にはクウェートとの間の条約、6月にはサウジアラビアとの間の条約及びスイスとの間の条約改正、12月にはオランダとの間の条約改正について基本合意に達したほか、租税に関する情報交換ネットワークの整備・拡充を目的として、6月にはバミューダ（英国の海外領土）との間の協定、11月にはベルギー、シンガポールとの間の条約改正、12月にはマレーシア、ルクセンブルクとの間の条約改正について基本合意に達した。また、12月にはブルネイ、カザフスタンとの間の条約が発効した。以上のほか、2009年末時点でアラブ首長国連邦との間の条約締結に向けた交渉を行っている。

#### ロ 投資協定

貿易の自由化及び円滑化に関しては、WTOにおいて多国間の包括的なルールが定められているが、投資に関してはこのようなルールが存在しないため、各国は、二国間又は複数国間で投資協定を締結することにより、投資を促進するための環境整備に努めている。

日本としてもこのような取組を積極的に進めてきており、ウズベキスタン（9月）及びペルー（12月）との間で、投資の保護、促進及び自由化について規定する二国間投資協定

（BIT）が発効したほか、スイス（9月）との間では、同様の投資に関する規定を含むEPAが発効した。また、カザフスタン、カタール、コロンビア、サウジアラビア及び中国・韓国との間で、それぞれ二国間又は三国間投資協定について交渉中であり、さらに、インド、オーストラリア及びGCCとの間でも、投資に関する規定を含むEPAについて交渉中である。投資協定の締結は、投資を促進するための環境を整備・改善するものであり、日本企業の活躍の場が世界的に広がるとともに、投資協定締結の相手国・地域においても、日本からの技術移転、雇用促進等の効果によって経済が活性化し、日本とそれらの国・地域との経済関係の発展にもつながることが期待される。

このほか、日本は、OECDやAPECなどの国際的な枠組みにおいても、投資の自由化及び円滑化を促進するために、多国間のルールを形成する必要性を主張するなど、建設的な役割を果たしてきている。

#### ハ 社会保障協定

社会保障協定は、社会保険料の二重負担や掛け捨ての問題を解消することなどを目的としており、海外に進出する日本企業や国民の負担を軽減し、ひいては相手国との人的交流や経済交流を一層促進する効果が期待される。

1月にはオーストラリア、3月にはオランダ、6月にはチェコとの協定が発効し、7月にスペイン及びイタリアとの協定がそれぞれ国会で承認された。また、10月にはアイルランドとの協定の署名が行われた。現在、スイス、ハンガリー、ブラジル、スウェーデン及びルクセンブルクとの間で、それぞれ交渉中ないし交渉開始に向けた意見交換中である。

## (4) 知的財産権保護の強化

知的財産権保護の強化は、技術革新を促進し経済の発展にとって極めて重要である。そのため、日本は、知的財産権保護の強化のため、様々な取組を行っている。

まず、日本が提唱した新しい国際的な法的枠組みである「模倣品・海賊版拡散防止条約（Anti-Counterfeiting Trade Agreement, ACTA）（仮称）」<sup>(注15)</sup>については、その早期実現に向けて関係国との交渉を積極的にリードしている。2008年6月から、条文案に関する交渉を行い、2009年11月までに6回の会

合を開催した。今後も交渉を継続し、2010年中の可能な限り早期の交渉妥結を目指している。その他、G8サミット、APEC<sup>(注16)</sup>、OECD、WTO（TRIPS理事会<sup>(注17)</sup>）や世界的所有権機関（WIPO）等での多国間の議論に積極的に参画している。

また、二国間では、中国<sup>(注18)</sup>、韓国、米国<sup>(注19)</sup>、EU<sup>(注20)</sup>との間で個別の知的財産権保護の強化・協力に関する対話を続けている。また、EPA<sup>(注21)</sup>においても、可能な限り知的財産権に関する規定を設けることとしている。

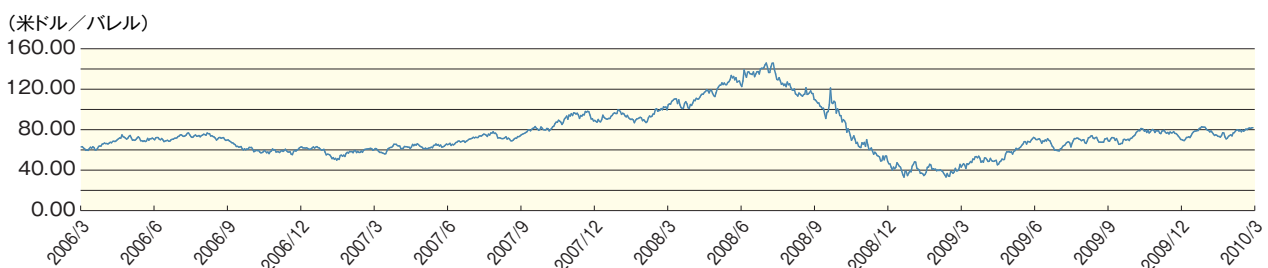
## 5. 経済安全保障（エネルギー・鉱物、食料、海洋、漁業）

### (1) エネルギー・鉱物資源

2008年に1バレル当たり147.27米ドルの過去最高値を記録した原油価格は、その後の世界的な景気低迷を受け、2009年2月には1バレル当たり30米ドル台半ばまで下落した（いずれもWTI<sup>(注22)</sup>原油価格）。油価の大幅な変動は、世界経済の大きなリスク要因であり、その動向はエネルギー産出国及び消費国の双方にとって大きな関心事項となっている。また、エネルギー需要が増大する中国、インドなどの関係や、気候変動問題への対応にお

いて鍵を握るエネルギー効率の改善、再生可能エネルギーの推進等について、日本は、IEAや国際エネルギー・フォーラム（IEF）など関連の国際的取組に積極的かつ主導的に参加し、関係各国と連携・協調しつつ、日本及び世界のエネルギー安全保障の強化に取り組んでいる。また、鉱物資源については、日本への安定供給のための取組に加え、採取産業透明性イニシアティブ（EITI）への貢献など、有限な資源の適切な開発・利用を目指

#### WTI原油価格動向（2006年3月～2010年3月）



<sup>(注15)</sup> 日本は、2005年のG8グレンイーグルズ・サミット（於：英国）において、模倣品・海賊版の拡散防止に向けた法的枠組み策定の必要性を提唱して以来、先進国及び知的財産権の保護に高い志を有する開発途上国とともに、本構想の実現に向けて積極的に議論を行ってきた。2007年10月、日本は、米国、EU等とともに、ACTAの実現に向けて、知的財産権の保護に関心の高い国々と緊密に連携を図り、ACTAにおいて実現していくべき内容についての集中的な協議を開始することを発表した。現在、交渉には日本を始め、米国、EU、スイス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、韓国、モロッコ、シンガポールが参加している（模倣品・海賊版対策の取組については、第4章第2節2.（2）「知的財産権保護の強化」を参照）。

<sup>(注16)</sup> APECでは、11月の首脳宣言において、APEC模倣品・海賊版イニシアティブ及び地域の特許制度を改善する取組の実施についてのエコノミーの進展を歓迎、更なる進展を期待する旨言及された。

<sup>(注17)</sup> TRIPS理事会とは、TRIPS協定の実施、特に加盟国による義務の遵守を監視し、同協定に関する事項の協議を行う場である。

<sup>(注18)</sup> 日中間では、6月の第2回 日中ハイレベル経済対話において、中国における知的財産権執行強化について要請した。

<sup>(注19)</sup> 日米間では、日米次官級経済対話及び「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」の対話等において、模倣品対策を始めとする知的財産権保護強化のための両国間の緊密な協力関係を維持していくことを確認し、同イニシアティブについての日米両首脳への第8回報告書では上記協力関係を維持する旨記載された。

<sup>(注20)</sup> 日・EU間では、4月の知的財産権に関する日・EU対話で模倣品・海賊版対策協力等について協議した。

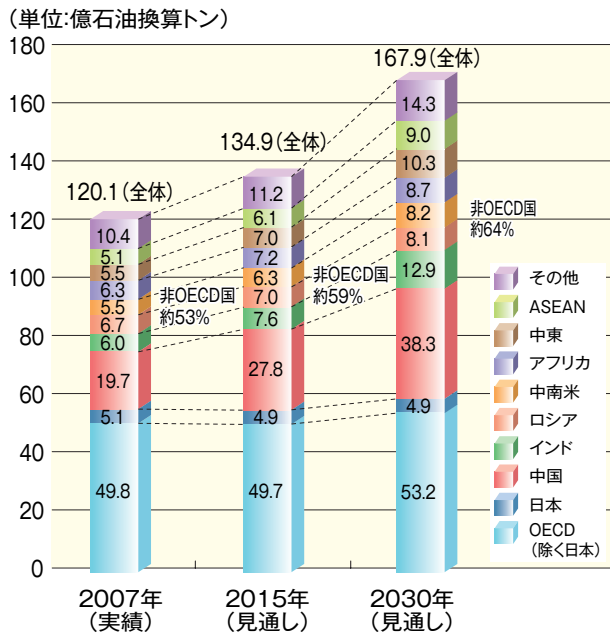
<sup>(注21)</sup> シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、フィリピン、ブルネイ、インドネシア、ASEAN、ベトナム、スイスとの間で知的財産権に関する規定を含む協定が発効済み。

<sup>(注22)</sup> WTI：ニューヨーク商業取引市場の石油指標銘柄であるウエスト・テキサス・インターメディアートの略。北海ブレント、ドバイとともに世界的な指標原油の一つ。

す多国間取組に積極的に参加している。

### イ 国際機関との連携の強化、国際協調・協力の推進

#### 世界の地域別需要の見通し



2030年のエネルギー需要は2007年と比較して約40%増加する見込み

(出典:IEA World Energy Outlook 2009)

①10月に開催された第22回IEA閣僚理事会(於:パリ(フランス))では、エネルギーの安定供給の確保や価格の乱高下を防止する観点から、エネルギー供給における緊急時対応の強化や、市場の透明性確保のための協調などについて合意した。また、気候変動問題への対策の観点から、再生可能エネルギーや原子力などクリーンなエネルギー技術やエネルギー効率の改善などに関する議論が行われた。同理事会には、IEA非加盟国である中国、インド、ロシアの閣僚級も出席し、それぞれIEA事務局との間で共同声明が策定された。日本はこうした取組に積極的に参画し、グローバルなエネルギー体制の強化に貢献に努めた。

②世界経済の大きなリスク要因となっている油価の大幅な変動に関し、2008年に原油価格高騰をめぐる状況を受け、サウジアラビアで開催された石油産消国会議及びロンドン・エネルギー会合のフォローアップを行うプロセスで、産消対話の枠組み及びエネルギーの価

格変動に関する議論が引き続き行われた。日本はこうした取組に積極的に参加するとともに、4月にアジア産消閣僚級会合を東京で開催するなど、産消対話の強化を通じたエネルギー市場の安定化に貢献した。

③エネルギー効率改善に関し、日本は、世界で最もエネルギー効率の高い国の一つとして、APEC首脳会議、EASや5月にローマにて開催されたG8エネルギー大臣会合で設立された国際省エネルギー協力パートナーシップ(IPEEC)等の枠組みを通じて、日本の知見を共有するため、エネルギー効率の改善余地が大きい中国やインドを始めとする各国との協力を積極的に推し進めた。

④日本は、エネルギー安全保障の強化及び低炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの普及及び利用促進を重視しており、この分野での国際協力において重要な役割を果たしている。6月に開催されたIRENA運営準備委員会第2回会合(於:エジプト)において、同機関の設立のための文書であるIRENA憲章に署名するとともに、今後の運営方針策定などに対して積極的な貢献を行っている。



国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) 憲章の署名に臨む西村外務大臣政務官(6月29日、エジプト)

⑤エネルギー憲章に関する条約(ECT)は、エネルギー原料・製品の貿易の自由化、通過の促進、エネルギー関連投資の促進・保護等について規定し、法的側面から世界のエネルギー安全保障を支える重要な枠組みである。日本は、この条約の最高意思決定機関であるエネルギー憲章会議の議長を務め、ロシアやアジア地域における同条約の加盟国拡大に向けて働きかけを行うなど積極的な取組を行った。



## 主要各国におけるエネルギー輸入依存度(2007年)

	全一次エネルギー	石油	石炭	天然ガス
イタリア	87.8%	94.5%	99.4%	88.4%
韓国	84.4%	99.6%	97.6%	98.9%
日本	83.3%	99.7%	100.0%	95.7%
ドイツ	64.3%	96.8%	37.6%	84.7%
フランス	55.6%	99.1%	98.2%	97.6%
英国	43.9%	51.0%	73.3%	28.7%
米国	33.5%	69.0%	3.7%	19.4%
インド	29.8%	79.0%	14.0%	28.9%
カナダ	16.6%	26.1%	28.6%	6.3%
中国	11.6%	52.5%	2.1%	5.5%
ロシア	1.8%	0.6%	8.2%	1.1%

日本はエネルギーのほとんどを海外から輸入

(注) 一次エネルギーに含まれる原子力については、IEAの統計では国産エネルギーとして換算されている。

(出典: IEA Energy Balances of OECD Countries 2009  
IEA Energy Balances of non-OECD Countries 2009)

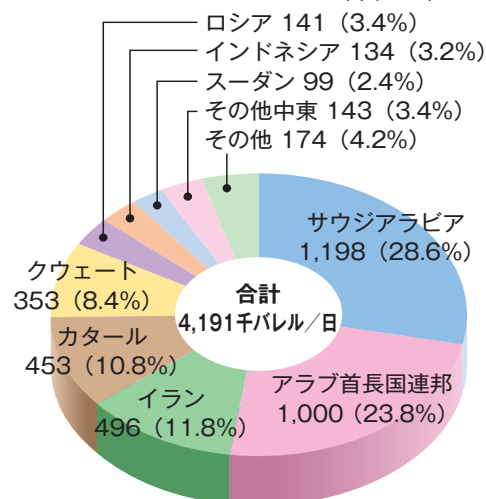
⑥エネルギー・鉱物資源に関しEITIは、採取産業から資源産出国政府への資金の流れの透明性の向上により不正・腐敗や紛争を予防し、もって成長と貧困削減につながる資源開発を促進することを目標に掲げており、7月のG8ラクイラ・サミット（於：イタリア）でもその重要性が指摘された。日本は、2月に開催された第4回EITI総会（於：カタール）において同イニシアティブへの正式参加を表明し、2010年1月にはEITIに焦点を当てた国際セミナーを開催するなど、世界全体の長期的な資源安全保障の強化に積極的に取り組んでいる。

## □ 安定供給の確保

エネルギー市場の安定化を実現し、日本へのエネルギー安定供給を確保するため、日本は資源産出国との二国間関係の強化、中東地域の安定等の環境整備に努めている（第2章第6節「中東と北アフリカ」を参照）。同時に、サハリン島沖合や東シベリア地域の石油・天然ガス開生産に関する官民一体の取組等を通じ、エネルギー供給源の多様化の推進も図っている。さらに、原油総輸入量の9割が通過する中東から日本までの海上輸送路及び、昨今海賊事案が多発・急増しているソマリア沖・アデン湾等の重要な海上輸送路における航行の安全確保が重要な課題となっている。

## 日本の原油輸入（2008年）

(単位：千バレル/日)



中東への依存度は約87%

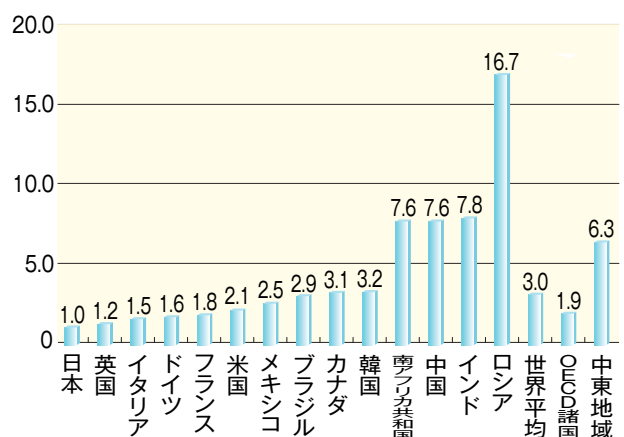
(注) サウジアラビア、クウェートは分割地帯からの輸入量をそれぞれ50%含む。

(出典：石油連盟「石油資料月報」2009年6月)

日本は、沿岸各国に対し、海賊の取締り能力の向上や関係国間での情報共有を通じた協力や航行施設の整備を行っているほか、ソマリア沖・アデン湾では自衛隊を派遣して商船の護衛活動を実施するなど、様々な取組を行っている。また、日本の総発電量の約3割を占める基幹電源である原子力発電の安定供給を確保するため、原料となるウランの確保に資する二国間関係（カザフスタンなど）の強化や放射性物質の円滑な海外輸送確保のための関係国対話に取り組んでいる（原子力の平和的利用については、第3章第1節4.「軍縮・不拡散・原子力」を参照）。

## GDPあたりのエネルギー消費量の各国比較(2007年)

(一次エネルギー消費量(石油換算トン)/実質GDPを、日本=1として換算)



(出典: IEA Energy Balances of OECD Countries 2009  
IEA Energy Balances of non-OECD Countries 2009)

## (2) 食料安全保障

2008年に歴史的な高騰を記録した食料価格は同年夏には下落基調に転じたが、多くの開発途上国では高水準で推移している。国連食糧農業機関（FAO）によれば、食料価格高騰及びその後の金融危機の影響等により、世界の栄養不足人口は更に増加し、10億人を越えたと見込まれている。食料不安に苦しむ開発途上国の人々の窮状を緩和し、MDGsの達成に貢献することは日本の責務である。同時に、日本は食料供給の約6割（カロリーベース）を海外に依存する世界最大の食料純輸入国であり、日本及び世界の食料安全保障の強化は外交政策の基本目標の一つである。こうした中、日本は9月に「責任ある国際農業投資の促進に関する高級実務者会合」（於：ニューヨーク（米国））を主催するなど、国際社会の取組を主導するため、積極的な外交を展開している。

### イ 食料安全保障に関する国際的枠組みの構築

7月のG8ラクイラ・サミット（於：イタリア）では、27か国及び11の国際機関が参加し、食料安全保障に関する拡大会合が開催され、「世界の食料安全保障に関するラクイラ共同声明」が発出された。ここでは、開発途上国主導の農業開発を実現するための原則に合意し、これを具体化するための資金的コミット

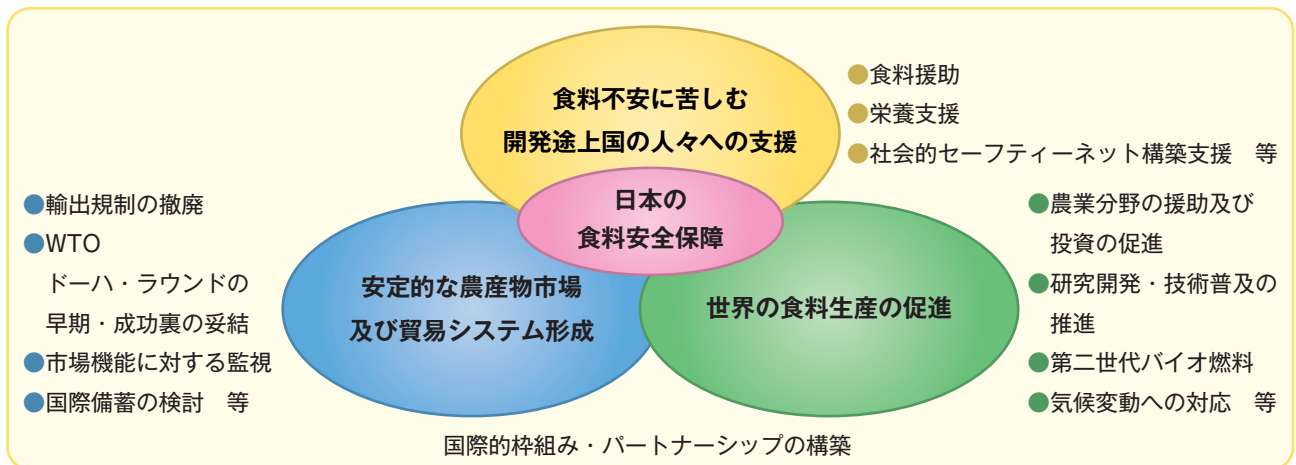
メントがなされたほか、G8北海道洞爺湖サミットで提唱された農業・食料安全保障に関するグローバル・パートナーシップの推進等が確約された。日本は、前年の議長国として議論の取りまとめに主導的な役割を果たすとともに、今後3年間で少なくとも30億米ドルの農業関連援助を発表し、高い評価を受けた。

11月にはFAO主催の、世界食料安全保障サミットが開催され、G8ラクイラ・サミットの成果を踏まえ、「持続可能な世界の食料安全保障のためのローマ5原則」が合意された。日本は、同サミットに向け、9月のFAO世界食糧安全保障委員会（CFS）改革や、10月のナバロ国連調整官の訪日等を通じて、国際的な議論の方向付けに努めた。

### ロ 責任ある国際農業投資の促進に向けた日本の取組

食料価格高騰を背景として、近年、開発途上国への大規模な国際農業投資が増加し、これが「新植民地主義」あるいは「農地争奪」として国際社会の注目を集めている。日本は、この問題が将来の世界の農業及び食料安全保障に重大な影響を与えうるとの考えの下、当初からこれに注目し、3月に東京で国際シンポジウムを開催し、アフリカ等から閣僚級を招へいして議論を行った。その上で、7月のG8ラクイラ・サミットの際に、責任ある国

## 世界の食料安全保障



国際的な食料需給の逼迫<sup>ひっばく</sup>による食料価格高騰を背景として、飢餓・栄養不足の脅威が増大し、「農地争奪」が発生する等、世界の食料安全保障は緊急かつ重要な世界的課題

際農業投資を促進するための行動原則及び国際的枠組みの策定を提案し、支持を得た。このイニシアティブを具体化するため、9月の国連総会の際に、世界銀行、FAOなど4つの国際機関との共催により「責任ある国際農業投資の促進に関する高級実務者会合」を主催し、参加した31か国の代表等より支持を得た。

これと並行し、日本への食料安定供給と世

界全体の農業生産の増大を見据え、日本から海外への農業投資を促進するため、4月に関係省庁・機関による会議を設置した。検討の結果、8月には、責任ある投資を実現するための日本自身の行動原則を含む、「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」を公表した。これを踏まえ、対象地域における現地調査を含めた情報収集等を進めている。

### (3) 海洋（大陸棚）

国土面積が小さく天然資源の乏しい島国日本にとって、海洋の生物資源や周辺海域の大陸棚・深海底に埋蔵される海底資源は、経済的な観点から重要である。

日本は、海洋における権益を確保するため、国連海洋法条約<sup>(注23)</sup>に基づき200海里を超える大陸棚の限界を設定するため、周辺海域の海底地形・地質調査を進めてきた。これら検

討・調査の結果、総理大臣を本部長とする総合海洋政策本部会合の決定に基づき、2008年11月、大陸棚限界委員会（CLCS）に対し200海里を超える大陸棚の延長申請を行い、2009年3月に、日本政府代表団は、CLCSにおいて日本の申請に関する口頭説明を行った。9月には、日本の申請を審査する小委員会がCLCSに設置され、審査が開始された。

### (4) 漁業（マグロ・捕鯨問題等）

世界の漁業資源の約半分は満限（過剰漁獲の一手手前）に利用されており、約4分の1は過剰漁獲若しくは枯渇状態にある中<sup>(注24)</sup>、日本は世界有数の漁業国、水産物の消費国として、国際的な海洋生物資源の適切な保存管理及びその持続可能な利用のための協力を積極的な役割を果たしている。

マグロ類は、広い海域を回遊するため、地域漁業管理機関を通じて資源の保存管理が行われているが、一部のマグロ類は資源の減少が深刻になっている。特に大西洋クロマグロについては、10月、ワシントン条約附属書Iに掲載し、国際取引を禁じるとの提案がモナコから提出された。日本は、マグロ類の漁業国であると同時に輸入国として、マグロ類資源の保存管理措置の強化に向けてリーダーシップを発揮し、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）においては、大西洋クロマグロ総漁獲量の対前年比4割減、中西部太平洋ま

ぐろ類委員会（WCPFC）においては、初めての太平洋クロマグロの漁獲規制が決定された。

捕鯨については、これまで国際捕鯨委員会（IWC）は資源管理機関として有効に機能してこなかったが、2008年6月の第60回IWC年次会合（於：サンティアゴ（チリ））において、「IWCの将来」について集中的に議論され、調査捕鯨や沿岸小型捕鯨等についてパッケージ合意を目指すために、小作業グループが設立された。2009年6月の第61回IWC年次会合（於：マデイラ（ポルトガル））では、2010年のIWC年次会合での合意に向け、更に1年間「IWCの将来」プロセスを継続することが決定された<sup>(注25)</sup>。日本は、科学的根拠に基づき鯨類の持続可能な利用を図るべきとの立場であり、今後も関係国に対し、日本の立場への一層の理解と支持を積極的に求め、IWCの正常化に向けて取り組んでいく方針である。

(注23) 海洋法に関する国際連合条約(国連海洋法条約)では、沿岸国の領海を越えて200海里までの区域の海底等をその大陸棚と定めるとともに、大陸棚縁部が200海里を超えて延びている場合には、海底の地形・地質等が一定の条件を満たせば、沿岸国は200海里を越える大陸棚を設定できるとしている(1海里は1,852m)。

(注24) FAO, "The State of World Fisheries and Aquaculture 2008," 30ページ。

(注25) これまでIWCでは、持続可能な利用支持国と反捕鯨国が対立したままで、両者の間に建設的な話し合いが行われず、したがって、IWCとして実質的な議論や決定が何もなくこなかった。IWCの目的は、鯨類資源の適当な保存と利用(鯨類産業の秩序ある発展)であり、本来の目的を果たせるよう両者が歩み寄りを示すべきというのが日本の考え方である。

## 6. 科学技術分野の国際協力

科学技術は国防力・経済力・産業力などの国力の源泉であり、また環境・気候変動、経済危機、エネルギー問題等に日本と国際社会が対応する上でも、その重要性和国際協力の必要性はますます高まっている。科学技術は、イノベーションと生産性向上等を通じた経済成長及び、豊かで安心・安全な暮らしを可能にし、環境・気候変動、エネルギー・食糧需要の急増、感染症等の地球規模の課題に対する理解と洞察を深め、時に解決策を提供し得るからである。基礎研究から環境・省エネ技術、宇宙技術、ロボット技術まで、「科学技術創造立国」を目指す日本の科学技術に対する国際社会の関心と期待は高く、日本のソフト・パワーの源泉の一つともなっている。

日本は、主に先進国との科学技術協力を一層推進するための法的枠組みとして、10月にニュージーランドと、11月にECとの科学技術協力協定に署名したほか<sup>(注1)</sup>、締結済みの科学技術協力協定に基づき、二国間会合を開催し<sup>(注2)</sup>、政策や協力の現状確認、意見・情報交換及び今後の方向性や協力のあり方等を協議した。また、日本と開発途上国との間で地球規模課題に関する共同研究を進めるためのODA<sup>(注3)</sup>を拡充した。さらに毎年秋に京都で開催されている「科学技術と人類の未来に関する国際フォーラム (STSフォーラム)」に、各国からノーベル賞受賞者や科学技術担当大臣が多数参加する機会をとらえ、国際科学技術関係大臣会合を主催した。

巨大科学国際協力としては、日本はEUとともに熱核融合実験炉を建設・運用するイーター (ITER) 計画を主導しており、気候変動とエネルギー問題が顕在化する中で究極のエネルギー源と期待されている。日本は池田要ITER機構長を支援しつつ、6月に同理事会を水戸で開催した。30年以上に及ぶ本計画では、参加7か国・地域による技術面、政治・財政面における協力が必要である。

今日の経済・社会生活にとって不可欠となっている宇宙開発利用分野では、1月に世界

初の温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」の打ち上げに成功した。気候変動のより精緻な観測・分析への貢献が期待される。また、国際宇宙基地協力協定に基づき、米国、欧州、ロシア、カナダとともに参加している国際宇宙ステーション (ISS) 計画では、日本初の有人実験施設「きぼう」を完成させたほか、2010年に予定される米国のスペースシャトル退役以後ISSに大型機器を運ぶ唯一の補給機となる宇宙ステーション補給機 (HTV) の打ち上げに成功した。ISSには若田宇宙飛行士が4か月以上滞在したほか、野口宇宙飛行士がロシアの宇宙船ソユーズで約5か月の滞在向けて飛び立ち、日本人が定期的に宇宙に滞在する時代となった。なお、日本は国連宇宙空間平和利用委員会 (COPUOS) に参加して国際的な規範づくりを推進し、また、アジア太平洋地域宇宙機関会議 (APRSAF) を主導して地域協力を推進している。



国際宇宙ステーション (ISS) で活躍する若田宇宙飛行士 (左) (写真提供: NASA/JAXA)

以上のような「科学技術外交」・「宇宙外交」の積極的な展開は、総合科学技術会議による提言や6月に決定された宇宙基本計画においてもうたわれている。外務省としても、そのための基盤・体制強化の一環として、東京及び主要海外都市における日本の関係機関による連絡会の開催、在外公館の科学技術担当官の指名、海外の科学技術関係機関・研究者等との関係構築等を積極的に推進している。

(注1) 日本は、45の国・機関と科学技術協力協定を締結又は署名している。

(注2) 2009年には、スイス、英国、フランス、スウェーデン、ブラジル、ベトナム、韓国、ドイツ、ノルウェーとの間で会合を開催した。

(注3) 地球規模課題対応国際科学技術協力ODA事業: 開発途上国のニーズに基づき、環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症対策などの分野で、外務省、(独) JICA、文部科学省、(独) 科学技術振興機構 (JST)、(独) 日本学術振興会 (JSPS) の連携により、対象国の大学・研究機関と共同研究や能力向上支援を実施する。共同研究は2008年度12件、2009年度21件を採択。